

## II-2 ワロン自治法(2)

### 第2部 超基礎自治体

#### 第I巻 都市圏・基礎自治体連合 第I編 都市圏・基礎自治体連合の組織 第I章 総則 第1節 範囲

第1条 都市圏は二つである：

- 1° キャロロレジ都市圏；
- 2° リエージュ都市圏。

各都市圏の管轄区域は地域圏法によって定められる。

政府は、都市圏の管轄区域を定める前に、関係全基礎自治体の意見を求める。これらの基礎自治体の基礎自治体議会はその意見を、政府が都市圏の管轄区域の決定に関する提案を提出した日から3か月以内に表明する。前述の期限内に意見が出なければ賛成と見なされる。

本巻はコミネ・ワルネトン（Comines-Warneton）基礎自治体には適用されない。

第2条 政府は関係都市圏及び基礎自治体連合議会の一致した意見に基づき都市圏基礎自治体連合の境界を変更若しくは修正できる。加えて、それらの意見がまとまれば、政府は区域が全体か若しくは一部に關係する基礎自治体と協議する。決定は地域圏法により正式に承認されて初めてその効果を生ずる。

#### 第2節 憲章

第3条

- §1. 都市圏の一部になっていない地域圏の基礎自治体はどれも《連合》{“federation”}という下記の基礎自治体の連合の一部になれる。
- §2. 都市圏に最も接近した基礎自治体の結合した連合は全て《周辺連合》{“périphérique federation”}と名付けられる。  
周辺連合は全て創設されてその管轄区域は地域圏法により定められる。  
政府は事前に関係基礎自治体全ての意見を求める。これらの基礎自治体の基礎自治体議会はその意見を、政府が連区域の決定に関する提案を提出した日から3か月以内に表明する。前述の期限内に意見が出なければ賛成と見なされる。
- §3. そのために、政府の発議で、県議会が将来の連合の中核となるのに適した基礎自治体の名簿を作成する。  
政府はこれらの名簿の写しを当該県の基礎自治体の全てに届けて各基礎自治体議会に理由を付した意見を提供するように依頼する。  
この意見により、議会は以下について意見を表明する：
  - 1° 自らが指定する隣接の一つか複数の基礎自治体との基礎自治体合併；
  - 2° 自らが基礎自治体中核を指定する連合への基礎自治体の加盟。これらの当局の一つの意見が提案が提出されてから3か月以内に示されなければ賛成の意見と見なされる。  
命令により、各連合のために政府はそれをそのように拡張した区域を定める  
この命令は地域圏法により正式に承認されて初めてその効果を生ずる。

第4条

- §1. 都市圏及び連合は本巻により組織される制度に従う。
- §2. 都市圏及び連合は法人格を付与される。

#### 第3節 権限

第5条

- §1. 都市圏及び連合は諸基礎自治体の諸活動の調整を助成する。
- §2. 以下の事項についての基礎自治体の権限は都市圏若しくは連合に移管される：
  - 1° 汚物の搬出及び処理；
  - 2° 人間の有料搬送。
- §3. 構成基礎自治体の少なくとも半数の同意及び要求で、且つこれらの基礎自治体が人口の3分の2を代表する限り、都市圏若しくは連合は以下のことを決めることができる：
  - 1° 空港；
  - 2° 都市圏、連合若しくは地域圏の利益となる公設市場の用地の決定；
  - 3° 屠殺場；

- 4° 公営駐車場；
- 5° 観光に関する奨励、応対及び情報提供；
- 6° それにキャラバンカー旅行を含むキャンプ場；
- 7° 火葬炉及び納骨堂；
- 8° 構成諸基礎自治体への技術的援助業務の組織化。

§ 4. 都市圏及び連合はさらに以下のものを行う：

- 1° 現在は地域圏及び地方分権と地方分散の一環として任されている県により行われている諸権限；
- 2° 都市圏及び連合の議会がその区域内の一つ乃至複数の基礎自治体の要求で行うことを承認する諸権限。

**第6条** 本章第5条の§ 2の1°に列挙された権限は、都市圏若しくは連合に、それらの議会の設置の年の翌年の1月1日から移管される。

これらの二つの日を隔てる期限が3か月以下の場合、移管は翌年の1月1日に延期される。

## 第二章 都市圏及び連合の主要機関

### 第1節 総則

**第1条** 各都市圏内及び各連合内には、《理事会》{collège}という下記の理事会と併せて議会が置かれる。

**第2条** 特に本巻の諸規定、基礎自治体議会及び（基礎自治体理事会）の職務に関する本法の第1部第1巻の諸規定の適用に反しない限り、必要な変更を施して都市圏及び連合の議会及び理事会の職務に適用できる。

**第3条** 議長が議会及び理事会の公務を指揮する。

議長は議会及び理事会に属する公務の事前の指示に留意する。

議長は、委任が決定に由来するこれら二つの機関のそれにより付与されるときに、議会及び理事会の諸決定の実施に責任を有する。

但し、議長は、その責任の下で、それらの権限の全部若しくは一部を理事会の構成員の一人に委任できる。

### 第2節 議会

#### 第1小節 構成

**第4条** 政府は人口数を考慮して議会の構成員の人数を決める。

但し、この議員数は15人以下、83人以上であってはならない。

**第5条** 議会は5年ごとに全面改選される。議員たちの任期は選挙後3か月たった初日から始まる；特別の選挙により選ばれた委員たちの任期はその選挙が有効になったときからである。議員たちは再選可能である。

**第6条**

§ 1. 県理事会が都市圏及び連合の選挙の有効性について及び有資格者と補欠に選挙される構成員たちの権限について決定を下す。

§ 2. 適当な変更を施して以下のものを都市圏及び連合に適用できる：

- 1° 第1部第I巻第II編第II章第6条及び第1部第I巻第II編第III章第11条；
- 2° 第4部第I巻第II編第V章第1条の段落1、同第VI章第7条及び第8条；
- 3° 第1部第I巻第II編第VI章第1条及び第2条。

§ 3. 以下の者は議会の一員になれない：

- 1° 県知事、県議会の県代表及び県事務総長；
- 2° 郡長；
- 3° 司法裁判機構の現職及び予備構成員たち、現職及び予備の社会福祉審議会委員たち、社会福祉裁判所判事たち及び商事裁判所判事たち並びに検事たち；
- 4° 国務院、会計検査院、調整部局及び記録保存室の構成員たち、並びに人事管理の構成員たち；
- 5° 軍隊に招集された予備役及び国民兵を除く現役軍人たち；
- 6° 職員及び都市圏若しくは連合の俸給を受けるか若しくはその監督を受ける公共施設の支配下にある者たち；
- 7° 農村警察隊、憲兵隊、並びに特殊衛兵隊の構成員たち；
- 8° 都市圏若しくは連合の一員となった基礎自治体の職員たち。

**第7条** 都市圏の最初の議会の構成のために、知事は選出された最長老議員の宣誓を受けてその設立を行う。

最初のフランス語話者委員会及び最初のオランダ語話者委員会の構成のために、知事は選出された最長老議員の宣誓を受けてその設立を行う。

その後最長老議員がその他の議員たち若しくは委員たちの宣誓を受ける。

#### 第2小節 権限

**第8条**

§ 1. 議会は本巻により都市圏若しくは連合の管轄となるものの全てを規定する。

§ 2. 議会は上級庁から付託された対象の全てについて審議する。

§ 3. 議会は都市圏若しくは連合の内規を制定する。これらの内規は国法にも地域圏法にも一般規則若しくは県条例にも抵触しては

ならない。

§4. 議会はその規則や命令違反を罰する違警罪の罰を設定できる。この場合、審議の写しが、監督庁によるこの審議の承認の通知の後5日以内に、都市圏若しくは連合の区域について管轄する第1審裁判所及び違警罪裁判所の記録保存室に送られる。

§5. 議会は政府により規定される総則の限界内で議長及び理事会構成員たちの俸給を決める。

議会が決定を下さないままならば、監督庁が必要な資金が都市圏若しくは連合の予算に計上されるよう職務命令を出す。

議長及び理事会の構成員たちは、この俸給以外に、どのような資格においてもどのような名称の下でも都市圏若しくは連合の負担するいかなる給与若しくは報酬を受け取れない。その託された任務の遂行のために当てられた費用は償還される。

1か月かそれ以上の期間理事会の一人の構成員が議長の代理を務める場合又は議員の一人が理事会の構成員の一人の代理を務める場合は、俸給が代理を務めている期間中ずっと付与されたこの職務に支給される。

代理を務める理事会の構成員は同時に議長の俸給と理事会構成員の俸給を受けられない。同様に、代理を務める議員は理事会の構成員の俸給及び議員の出席手当を受けられない。

議員がこの職務に支給される俸給を与えられずに理事会構成員の代理を務める場合は、その出席した会議のつど議員に支給される出席手当を受けることができる。

### 第3小節 理事会

**第9条** 理事会は議会の中から5年任期で選出された議長及び構成員たちで構成される。

それに議長を含む構成員数は議員数に応じて条例で決められる。但し、この人数は3人以下、9人以上であってはならない。

理事会の構成員はその間に議会の一員であることを辞めたときにその資格を失う。

#### 第10条

§1. 議会の構成員たちの就任式の後で、議員たちは最長老議員の主宰下で秘密投票により当票の絶対多数で理事会の議長を選出する。

§2. 再度投票してもいずれの候補者も絶対多数を獲得しなかった場合は、二度目の投票のときに投票の多数を獲得した二人の候補者の間で決選投票が行われる。決選投票で、同数の場合は、年長者が勝利する。

§3. 議長選挙は政府により承認される。

#### 第11条

§1. その他の理事会の構成員たちは本条の諸規定に従って指名される。

§2. 都市圏若しくは連合の事務局は、議会選挙ごとの投票結果の発表直後に、議長を除いて、それぞれ各名簿を見直した理事会の構成員数を定める。

このために、候補者数を選挙人の数と見なして選挙法第167条が適用される事務局は議会内の各名簿を基に選ばれる。

見直される議席が複数の名簿で等しいときは、選挙法第168条が適用できる。この場合には、考慮される選挙人数は第4部第I巻第IV編第III章第9条で決められる。

議席配分は同巻第IV編第III章第11条の対象となる議事録に記載される。

§3. 本編第II章第10条に従った議長選挙の後、各候補者名簿で選ばれた議員たちは議長に、その中で、理事会の一員になるために、§2の適用により定められた人数に達するまで順番に指名された議員たちの氏名を記入した名簿を伝える；これらの名簿のそれぞれは同じ候補者名簿に基づいて選ばれた議員たちの過半数により連署されて初めて有効となる。

議長はこれらの条件が揃ったかどうかを確かめ、議員たちに本編第II章第6条の§2の3<sup>o</sup>に予定された宣誓をするために出席するよう要請し、次いで理事会が手取り早く設置されたことを宣告する。

§4. 理事会の構成員たちの序列は、対応する基数の順を追って定められ、§2に従って数えられる。

**第12条** 本編第II章第14条の§3は議長の辞退の場合若しくは議長職の空席の場合に適用できる。

停職の場合は議長の職務は序列第1位の理事会構成員により遂行される。

議長が一時的にその職務の遂行が不可能な状態にあるその他の場合にはこの不可能な状態は理事会により確認される。そのとき前段落は、議会が本編第II章第10条により定められた手続きに従って臨時議長を選ばなければ適用できる。

第3段落に予定される選挙は政府の承認に付される。

**第13条** 政府は議長若しくは理事会の構成員たちを公知の不行跡若しくは重大な懈怠ゆえに一時停職させるか若しくは解任できる。当事者はあらかじめ政府若しくはその代理により聴聞を受ける。

一時停職は3か月を超えることはできない。

解任の場合は、議長若しくは理事会の構成員たちは2年の期間の前に、且ついずれの場合にも議会の直前の全面改選に再選されることはできない。

#### 第14条

§1. 助役たちに適用できる兼職禁止は理事会の構成員たちに適用できる。加えて、都市圏若しくは連合を結成する基礎自治体の長たち及び助役たちは理事会の一員になれない。

§2. 指名された構成員たちの辞退若しくは理事会の中の空席の場合は、以前にその職への任命を行った議員たちが新たな任命によ

り空席を埋めるよう検討する；後任は前任者の任期を全うする。

欠席か若しくは出席できない理事会構成員は、但し § 1 に言及された兼職禁止に触れなければ、序列第 1 位の議員により代理される。

- § 3. 議員に再選される議長若しくは任期満了の理事会構成員又は辞職した議長若しくは理事会構成員はその交代まではその職務を遂行する責任を負う。

議員に再選されなかった議長若しくは理事会の構成員は新議会の発足まではその職務を遂行する責任を負う。

- § 4. 都市圏若しくは連合を結成する諸基礎自治体の市長たち及び助役たちとして支給される俸給は議長若しくは理事会の構成員たちの退職若しくは老齢年金の決定や算定に算入される。

**第15条** 都市圏若しくは連合に託される権限の一環として、理事会は以下に責任を負う：

- 1° 議会の決定の執行；
- 2° 国法、地域圏法、一般規則若しくは県条例の執行；
- 3° 歳入歳出予算計画の編成；
- 4° 歳入管理、支払命令及び会計監督；
- 5° 都市圏若しくは連合の諸権利の保全はもとより財産及び施設の管理；
- 6° 都市圏若しくは連合の公社はもとよりその部課全体の指揮；
- 7° 業務の指揮；
- 8° 職員の指揮と監督；
- 9° 運転免許証と許可証の交付；
- 10° 原告としてであろうと被告としてであろうと法廷での訴訟。但し、議会の同意が地位保全若しくは時効の中断若しくは資格剥奪の訴訟はもとより緊急審理及び占有権についての訴訟などそれ以外の原告としての訴訟については必要である。

### 第三章 都市圏及び基礎自治体連合当局の行為

**第 1 条** 第 1 部第 2 卷第 1 編第 1 章第 5 条の § 2、§ 3 及び § 4 に予定された諸事項においては、都市圏及び連合は本巻の諸規定に従って、管轄権を有するそれらの諸機関によって遂行される決定権を持つ。

これらの諸機関は与えられる職権を条例や規則の手段によって行使する。

都市圏若しくは連合に関係のあるその他の問題について、都市圏若しくは連合は諸基礎自治体当局に勧告をする資格がある。

勧告により決められた期限内にそれに対してこの勧告が行われた当局はそのどのような結果が待ち受けているかを知らせる。

**第 2 条**

- § 1. 基礎自治体の規則及び条例は都市圏及び連合の規則及び条例に違反することはできない。

- § 2. 議会及び理事会の規則及び条例は公布される。

政府がこの公布の形式を決める。

規則及び条例は規則若しくは条例がより短い期限を決めない限り公布後 5 日目に強制力を持つ。

- § 3. 規則及び全てのその他の議会若しくは理事会の法律行為、公布、公的な証書及び書簡は議長若しくはその代理により署名され書記により連署される。

書簡の署名は、理事会の承認を得て、その構成員の一人乃至複数人に委任される。

**第 3 条** 都市圏及び連合の管轄権に帰する事項内の基礎自治体の規則及び条例は都市圏若しくは連合がその事項の行政権を行使するようになる日までその限りで関係基礎自治体においてそのまま適用できる。

## 第 II 編 都市圏及び基礎自治体連合の行政

### 第 I 章 人事

**第 1 条**

- § 1. 各都市圏若しくは連合には一人の職員がいて、議会により任命される書記兼収入役である。

住民 8 万人若しくはそれ以上の都市圏及び連合は書記補を一人持つことができる。

- § 2. 職員の枠で予定される職への任命については、都市圏若しくは連合に移管される公務員には、アフリカの人事に関する 1919 年 8 月 3 日と 1947 年 5 月 27 日の、1964 年 5 月 21 日に修正された国法、開発途上国との開発協力事業に含まれていた者たちの公務への応募を促進する 1968 年 3 月 26 日の国法によるものと併せて 1970 年 6 月 4 日の国法により修正された炭鉱の全部若しくは一部閉鎖の結果解雇された者たちの公務への応募若しくは雇用契約を促進する 1967 年 4 月 18 日の勅令 3 号により認められる抗弁権はない。

- § 3. 基礎自治体の書記、書記補及び収入役の官位への初めての任命については、都市圏若しくは連合を構成する諸基礎自治体内での最後の任用を受けていた基礎自治体の書記たち、基礎自治体の書記補たち及び収入役たちは議会により決められた諸条件に合うならば同等の職への任命に対して優先権を有する。

- § 4. 就任に先立ち、職員たちは議長の面前で法規に則って宣誓をする。

議長は宣誓の議事録を作成する。

招聘が行われてから15日以内に宣誓しなかった職員は、辞退したものと見なされる。

**第2条** 都市圏若しくは連合の管轄への移管に係る基礎自治体の職員たちは職権により都市圏若しくは連合に再雇用される。

そこではその官位が同等の官位及び身分で異動する。

元の部署でその異動のときに保持していた職務を遂行し続けていたならば、少なくとも得ていたか得ている給与及び金銭上の年功を持ち続ける。

政府はこれらの公務員たちの行政上の年功序列を設けるために用意される一般規則を決める。政府は又これらの同じ公務員たちがその元の基礎自治体に復職できる諸条件を定める。

そのためには、政府は本編第1章第1条の§2の対象となる国法及び命令に違反できる。

基礎自治体議会又は都市圏若しくは連合の議会の要請で、政府は職員の復職の結果に関する全ての異議申立について裁定を下す。

**第3条** 都市圏若しくは連合の設立から遅くとも12か月以内に関係諸基礎自治体は、実際に生じた管轄権の変化を考慮して、その職員の枠を決める。

その枠は管轄権のそれぞれの移管後1年以内に再検討される。

## 第二章 財産管理

**第1条**

§1. 政府の同意があれば、都市圏若しくは連合は公益のための土地収用を続けられる。

不動産の譲渡に関する調停譲渡証書、受領証及びその他の証書は、都市圏若しくは連合の名で行動する議長への出費なしに手渡せる。

§2. 都市圏若しくは連合は、各基礎自治体に代わって、移管される権限の行使に必要な不可欠な動産及び不動産の公有化を実施する。これらの財産が基礎自治体の所有のときは、強制的に都市圏若しくは連合に移管される。

基礎自治体及び都市圏若しくは連合は、投資とこれらの投資のために負う負債の負担を考慮して、移管の必要性と移管の方法について理解し合う。

基礎自治体と都市圏若しくは連合との間に意見の一致がなければ、係争は政府が構成を決める委員会の意見を求めた後に政府により裁断される。

政府は全ての裁判手続に適用できる一般原則に着想を得た手続を定める。

## 第三章 一定の事務事業の管理

**第1条**

§1. 都市圏若しくは基礎自治体連合の管轄権に関連する請求、異議申立若しくは要望は、居住地の基礎自治体の長に対してか、それとも議会がそこを都市圏若しくは連合の首都所在地と決めている基礎自治体の長に対してか、請求者がこの都市圏若しくはこの連合の基礎自治体内に住所若しくは本社が位置しているかそれともいないかによって申し立てられる。

長は、直ちに、請求、異議申立若しくは要望を都市圏若しくは連合の理事会に伝達する。

§2. 都市圏若しくは基礎自治体連合の部課により作成される証書、証明書、許可証、申込用紙その他全ての文書は自然人や法人に以下によって送達される：

— これらの人々が居住しているか又はその本社がある都市圏若しくは連合の基礎自治体の長；

— これらの人々が都市圏若しくは連合の外にその住所又はその本社を持っているときは、都市圏若しくは連合の首都である基礎自治体の長。

都市圏若しくは連合の部課は、直ちに、§1の対象となる証書、証明書、許可証、申込用紙その他全ての文書を管轄権を有する長に伝達する。

**第2条** 議会の提案により、政府は都市圏若しくは連合の諸公社を設立するのに必要とされる諸施設若しくは諸業務を指定する。

政府がこれらの公社の定款に関する諸規則を定める。

**第3条** 都市圏若しくは連合は第2部第I巻第I編第I章第5条により実際に付与される管轄権の中の一部諸事項に関する対象について諸々の基礎自治体組合内でその区域の一部となっている諸基礎自治体の代理をする。都市圏若しくは連合はそれが組合の中にあつて代理する諸基礎自治体の権利、義務及び負担について代理をする。

## 第三編 都市圏及び基礎自治体連合の財政

### 章唯一

**第1条**

§1. 税の設定、修正若しくは廃止、それに関連する課税若しくは規則の議決は政府の承認を受ける。

政府は連合の税についての承認権を県知事たちに委ねる。

§2. 都市圏及び基礎自治体連合を設立する1971年7月26日の国法の§1の1°と2°の対象となる都市圏及び連合の課税の役割は、都市圏に関するものについては知事の、連合に関するものについては県理事会の支払命令書を受け取った後でしか、徴収するのは適当でない。

政府は課税についての徴収、更正及び告訴の形式を決める。

§3. 都市圏及び連合は § 1 の諸条件の下で、使用料を設定できる。

§4. 国益に直接貢献する事項の特典に関する諸法規は都市圏及び基礎自治体連合の直接税に適用できるようになる。

**第2条** 都市圏若しくは連合は第2部第I巻第I編第I章第5条に予定された権限を行使するときは、政府は翌財政年度から軽減を考慮に入れて、同巻第III編第I章第5条の適用、収益諸税に関するこの基礎自治体の財政諸規則はもとより、この都市圏若しくはこの連合に属する基礎自治体の負担を撤廃する。

### 第3条

§1. 都市圏及び連合は補助金、寄付金及び遺贈を受けることができる。

寄付金及び遺贈の受領に関する議会の議決は、24,789.35ユーロを超えるときは、政府の承認を受ける。

§2. 都市圏及び連合は負債を負ったり公債を発行したりできる。

この分野の議会の議決は政府の承認を受ける。

但し、議会は、負債の諸条件を、政府がはっきりと留保しない限り、新たな承認を要することなく決めたりあるいは理事会に決める責任を負わせたりすることができる。

**第4条** 地方当局の基金が創設されるまでは、諸都市圏、諸基礎自治体連合のために、地域圏の予算に特別予算が開設される。

この予算の額は年々国庫の一般財源から先取りされる。

それは政府により毎年決められる基準に従って配分される。

**第5条** 都市圏若しくは連合の議会は、関係諸基礎自治体による協議の後で、都市圏若しくは連合のために、第2部第I巻第I編第I章第5条の § 3 の1<sup>o</sup>により行使される職権から生ずる支出への分担を要求できる。

基礎自治体議会の意見は、賛成と見なされる意見がなければ、要求の受理から60日以内に伝えられなければならない。

都市圏若しくは連合の議決は政府の承認を受ける。

基礎自治体の議会がその負担を条件にしている分担金を基礎自治体の予算に計上するのを拒否した場合は、政府が職権でそれに計上する。

### 第6条

§1. 毎年度、議会在、理事会の提案に基づき、翌会計年度の歳入歳出予算を決定し前年度の決算をする。

都市圏若しくは連合の歳入歳出は全て予算に計上され決算に記載される。

§2. 命令により、政府は、基礎自治体及び県に適用できる諸規定を類推して、都市圏若しくは連合と複数の基礎自治体の両方に関連する歳出に関する手続はもとより、都市圏及び連合の予算手続、義務的支出を決める。

§3. 政府は、同一諸条件の下で、都市圏及び連合の決算制度を決める。

決算は政府及び県の承認をそれぞれ受ける；この場合第3部第I巻第V編第I章第1条の § 4 は適用できない。

**第7条** 以下のものは都市圏及び基礎自治体連合のそれぞれの決算に記載されるために、株式会社デキシア (Dexia) 銀行に直接払い込める：

1<sup>o</sup> その収益を確立する配当金の配分額；

2<sup>o</sup> 国の事務ごとにその代理として徴収される税収；

3<sup>o</sup> 歳入中の補助金、寄付金、参加金及び一般に国、地域圏、県及び基礎自治体による無料で与えられる金額の全て。

株式会社デキシア銀行は都市圏、基礎自治体連合財務委員会に開いている口座を持つことにより、同行に対して負っている負債金額を職責により先取りすることが認められる。

## 第IV編 協 議

### 章唯一

#### 第1条

§1. 各都市圏及びそれらの各周辺連合のために《協議委員会》という協議機関を置く。

§2. 協議委員会は都市圏の4人の代表及び § 1 の対象となる連合のそれぞれの二人の代表からなる。

都市圏の理事会及び関係連合のそれぞれの理事会はその構成員たちの中からその代表を指名する。

§3. 協議委員会は関係諸機関の代表により順番に主宰される。委員会は都市圏が帰属する県の知事の発議で第1回目が招集されて開設される。

§4. 協議委員会は関係都市圏及び連合に、関係都市圏及び連合の管轄権に属するし、これらの機関の一つ以上に関係のある専門的性格の意見が一致した意見、勧告、提案を提出できる。

第Ⅱ巻 県<sup>(1)</sup>  
第Ⅰ編 県の組織  
第Ⅰ章 総則

第1条 政府は将来暗黙のうちに修正される法令の規定に一致させるために現行法典の第2部第Ⅱ巻を修正できる。

第Ⅱ章 県の主要機関  
第1節 総則

第1条 各県に県議会、県理事会及び知事を置く。

第2条 各県に県事務総長を置く。

第3条 各県に県収入役の職が設けられる。

第4条 県の一つ乃至複数のために郡長の称号を有する地域圏政府委員を持つことができる。

(注) ワロンの各県に準備された2004年2月12日の地域圏法第113条の第1段落第1句は、2005年5月25日の仲裁裁判所の2005年95号の判決で無効とされて本法第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第4条の下に体系化された。

第2節 県議会

第1小節 県議会議員の任命方法及び規則

第5条 県議会議員は次の者により構成される：

- 47人 住民25万人以下の県内の議員；
- 56人 住民25万人から50万人の県内の議員；
- 65人 住民50万人から75万人の県内の議員；
- 75人 住民75万人から100万人の県内の議員；
- 84人 住民100万人及びそれ以上の県内の議員。

県議会議員たちは毎回の県議会議員の統一改選時に政府から人口について報告を受ける。

考慮に入れられる県ごとの住民数は戸籍簿に登録された統一改選日以前の年の1月1日に関係県の基礎自治体内にその主たる住居を有する自然人の人数である。

この人口数は、基礎自治体ごとに及び県ごとに、連邦政府の手によりベルギー官報に公示される。

第2段落に予定される方法で確定される人口数はその間に県議会議員の統一改選が行われる年の遅くとも5月1日にベルギー官報に公示される。

第6条 県議会は選挙区の全有権者により直接選挙される。〔選挙自体は区切るために選挙法第88条の対象となる選挙小郡を持つ選挙区ごとに行われる。〕但し、1選挙区は2乃至複数の選挙小郡(canton)を含むことができる。

各選挙区は、その人口数が県の除数の倍数からなり、与えられる議席数の総数により県の人口数を除して得られる議員と同じ数になり、残りの議席はまだ代表されていない最大の超過分を有する選挙区に配分される。

選挙小郡の区分け及び選挙区の小郡役所所在地の指定は現行選挙法の付表に従って確定される。選挙区間の議員の配分は本巻第Ⅰ編第Ⅱ章第5条の第2段落に従って確定される人口数に基づき毎回の県議会議員の統一改選時に政府から人口について報告を受ける。

第7条

(§1.) 県議会議員はいかなる報酬も受け取らない。県理事会の構成員を除き、県議会議員は県議会の会議及び委員会の会議に出席する際に出席手当を受け取る。

出席手当の額は王国の一定の公共部門支出の消費者物価指数に連動する方式を企画した1977年3月1日の法律により規定される諸規則に従って物価指数の変動に連動する。

それは1990年1月1日の指標軸の125€に固定されている。

議事堂から少なくとも5キロメートルの所に居を構える県議会議員たちは、さらにその住居の場所から県議会議事堂までの行程の公共交通機関の路線上の価格に相当する交通費手当を受け取る。その議員が自家用車を使う場合には、この手当はワロン地域圏の諸機関に適用できる規則に従って算出される。

出席手当及び交通費手当はこの結果を管理する記録簿で確認された出席に応じて確定される。但し、県議会は関係会議の少なくとも半分しか出席しなかった県議会議員からは出席手当の額を取り上げることができる。

県議会は、1日につき、各議員に出席手当及び交通費手当だけを支給することはできない。

交通費手当の額は県議会により確定される。この額は、交通費手当と同様に県の負担となる。

(§2. 県議会議員の出席手当並びに〔本法第5部第Ⅰ巻第Ⅰ編第Ⅰ章第1条で定義するその本来の受任者、その派生的任務及びそ

(1) この第Ⅱ巻の部分は調査報告の必要から制定当初の法文を先行して翻訳してあったため2008年時点の改正判で改正されていた部分を補充、以下全巻にわたり{}の中に挿入した。

の政治的類の任務、職務、公務を理由に享受する報酬及び現物給与の額は<sup>(2)</sup>下院及び上院議員により受領される議員歳費の1倍半相当若しくはそれよりも低い額である。

段落1に決められた限界の超過の場合には、県議会議員により受領される出席手当及びその任務以外に行われる活動費の形で政府により規定され県議会議員により受領される類の手当、給与、出席手当その他の現物給与の額は競合分を減らされなければならない。

§3. (……— 2007年12月20日のAGW第3条第2段落)

**第8条** 障害があるため一人ではその任務に従事できない議員は、その任務自体の遂行のために、県議会議員の任務に関係のあるこれに適した被選挙権者の資格を満たし、事実県職員の一員でもなければ県がその構成員か若しくはそこで代表をしている団体若しくは法人の職員の一員でもない県議会議員選挙の有権者の中からの選出が可能な信頼の置ける人物に補佐される。

第1段落の適用のために、政府は障害のある議員の資格を設けるのに役立つ基準を決める。

この補佐をする際は、信頼の置ける人物は同種の能力を提供し、議員と同じ義務に服する。その人物には出席手当を受け取る権利はなく、唯本巻第I編第II章第7条の対象となる通勤交通手当だけがある。

**第9条** (2005年12月8日の地域圏法第29条の1<sup>o</sup>)

子どもの誕生若しくは養育のために育児休暇を取りたい県議会議員は誕生若しくは養育の予定される日以前の7週から誕生若しくは養育に続く8週の終わりまでになるべく早く県議会議長に宛てた書面により請求をして交代する。

任務の行使の中断はその書面での要求から始まり、誕生若しくは養育の日以前の7週の期間の間にその任務に従事し続ける期間のそれと同じ期間については8週を超える。

(育児休暇のために)その交代を要求して欠席する県議会議員(2005年12月8日の地域圏法第29条の2<sup>o</sup>)は第4部第I巻第I編第II章第21条の§2に指定される名簿に属する補欠当選者で順位の第1位の到達者により県議会によるこの人物の代理権承認後に交代となる。

(第1段落の規定— 2005年12月8日の地域圏法第29条の3<sup>o</sup>)は但し議員の出席不能が確定する間のそれに続く県議会の最初の会議からしか適用できない。

## 第2小節 県議会の会議及び審議

**第10条** 県議会は、それがその議長により異常事態のために県の他の市で招集されない限り、県庁所在地で開催される。

**第11条** 県議会自体はその権限に含まれる問題が必要とするたびに、また少なくとも月に1度は招集される。

(……— 2005年12月8日の地域圏法第31条の1。)

議会はその議長により招集される。

議員の3分の1の請求に基づき、議長は提出される議事日程と併せて指定する日時に議会を招集しなければならない。(1年間に議会が10回以下しか開催されないときは議会の招集を可能にするのに必要な県議会議員の構成員数は県議会の構成員の4分の1に減らされる— 2005年12月8日の地域圏法第31条の2。)

議長は同様に又県理事会の請求により提出される議事日程と併せて指定する日時に議会を招集しなければならない。

(議事日程に記載される決定に値する各項目には、内規により決められた条件で、審議計画が付け加えられなければならない。

議事日程に決定に値する項目の記載を要求する県議会議員はその要求を審議計画に付け加える— 2005年12月8日の地域圏法第30条)。

**第12条** 議会はその構成員の過半数が出席していなければ決定を下すことはできない。

但し、議会が仮に出席構成員が必要な数を得ることなく再度招集される場合には、新たな最終の招集の後、議事日程に3度目のために加えられた諸問題について審議することができる。

2度目及び3度目の招集は本章第22条により定められた規則に従って行われ、その招集が2度目若しくは3度目に行われる事情についての言及がなされる；その上、3度目の招集は本条の第2段落の本文通りに再招集されなければならない。

**第13条** 県議会の各全員改選の後、直近に選挙された議員たちは当然の権利として招集なしに選挙日の後の第2金曜日14時に、県議会議員の資格を有する最多の勤続年数か又は同数の場合にはその中の最年長を数える構成員の司会の下で最年少の同じ書記二人の補佐を得て自主的に集まる。

但し、前段落の第2金曜日が祭日の場合には、新県議会の会議はその後の月曜日に延期される。

議員資格確認及び宣誓の後、県議会は議長一人、一人乃至複数の副議長を選任し、その議長団を構成する。

**第14条** 議会は、その内規により、それに従ってその職権を行使する方法を、本巻に従って決める。

(議会は、その内規の中で、職業倫理規定及び倫理規定を決める。これらの規定はとりわけ絶対に引き受けてはならない任務の受入の拒否、議会、理事会及び委員会の定期的会議への出席、当選者と県行政との関係、県民の監視及び通報を聖視する— 2005年12月8日の地域圏法第32条)。

(2) この部分の制定時の法文は「その任務以外に行われる活動費の形で政府により規定され、県議会議員により受領される類の手当、給与、出席手当その他の現物給与の額は」となっていた。但し、新たに挿入された文言は制定時には次の段落に置かれていた。又その次の段落は法人等への権限委任についての規定であったが不要額の内容だったためか全文削除された。



会派の結成を考慮して、同一の名簿で選挙されたか若しくは複数の名簿で選挙された県議会構成員たちは会派を結成するために提携する。

県議会は議会内の諸会派の承認方式を決める。

県議会はその内部に、議事日程に記載される審議の提案と併せて、その権限に関連する事項の全部か若しくは一部について意見を述べてくれる諸委員会を設置する。

議会は予算及び会計を担当する少なくとも1委員会を設置する。

一つ乃至複数の委員会が本巻第Ⅱ編第Ⅲ章の対象となる管理計画及び契約が間違いなく執行されているかを検査し、議会に報告を行う責任を負う。

議会は、その内規により、これらの委員会の構成及び職務に関する規定を決める。

諸委員会の構成は比例代表原則に従う。

諸委員会はいつでも専門家及び利害関係者の意見を聞くことができる。

#### 第15条

§1. 県議会の会議は公開である。

§2. 予算に関する会議に関係のあるものを除き、県議会は出席構成員の3分の2の多数決で決定を下すが、治安上の利益のために且つ重大な支障の理由で、会議が公開されないことを決定する。

§3. 会議は個人の問題に関するときは公開されない。

この種の問題が提起されたときは議長は直ちに非公開を宣告する。

§4. 懲戒事項を除き、非公開の会議は公開の会議後でなければ行うことはできない。

§5. 必要と思われれば、公開の会議の間に、非公開の会議の項目の審査を続行して、公開の会議が中断されてこれを終了できる。

#### 第16条 第4段落以外は、県議会の構成員たちは大声でか、又は着席若しくは起立で投票する。

但し、投票自体は常に大声でそれぞれの決議の全体について点呼で行われる。〔それは構成員の3分の1が動議を提出するたびごとに同様に行われる。〕

内規は発声でか若しくは着席か起立での投票に対応する投票様式を準備できる。コンピュータで表現される投票が大声での点呼による投票に相当すると見なされる。〔挙手による投票は着席若しくは起立による投票に相当すると見なされる。〕

候補者の推薦、役職への任命、休職措置、勤務関係の予防的中断及び懲罰だけは絶対過半数の投票で秘密投票の対象となる。

発声での投票の場合には、議長は最後に投票する。

#### 第17条 議会は各提案を分割したり修正したりする権利を有する。

各議員は発案権を有する。県理事会の構成員たちはこの権能を個人で行使することはできない。

内規は一人乃至複数の議員により提出された提案を、本編第Ⅱ章第48条の第3段落の対象となる前もって知識を得るために、万一の場合同様に、委員会で、及び県理事会で考察する方式を決める。

考察措置に関する決定は報告により本編第Ⅱ章第32条に明示するように県益について厳密に立証されなければならない（《本編第Ⅱ章第32条》を読み上げる）。

#### 第18条 議決は全て絶対過半数の投票で決められる。

投票が可否同数の場合には提案は否決される。

#### 第19条

§1. 会議は議長により開閉される。

§2. 内規に反する条項がなければ、前回の会議の議事録の朗読が各会議の冒頭に行われる。

全ての場合に、議事録は会議の前日から少なくとも満7日に自由に使えるようになる。緊急を要する場合には、議事日程と同時に自由に使えるようになる。

議員は誰もが会議中にその本文に対して要求する権利を有する。

要求が採択されれば、事務総長は、開会中か若しくは遅くとも次回の会議中に、議会の決定に従って、新たな本文を提出する責任を負う。

会議がその要求を通せば、議事録が本編第Ⅱ章第60条の第1段落に規定するように承認されて登録される。

議会が適切と判断するたびごとに、議事録が開会中に全部か若しくは一部が作成され、出席構成員により署名がなされる。

§3. 議事録は以下のものを含む：

— 会議の開閉時間；

— 議事日程

— §2の対象となる朗読の本文

— 会議開会時に出席した県議会議員たちの名簿と、又必要があれば会議中に実施したその他の点呼の全ての名簿；

— 可決された議決の本文；

— 会議に提出された提案；

- 投票結果及び指名点呼又は秘密投票の場合には指名投票名簿若しくは投票者名簿；
- 各議員の指名による発言の記載；
- 議員たちによる議長への意見表明の本文。

議会は、限定的ながら、その内規により、会議の議事録に再掲される前にその他の項目明確にすることができる。

**第20条** 議事録に記載される各構成員にはその投票が可決された議決に反対であることがその投票の理由についての言及が要求されずに認められる。

**第21条** 県議会の会議後の遅くとも7日一杯で、投票結果が含まれる審議の簡潔な報告が作成されて議員たちに伝達される。

指名投票の場合には、各議員により述べられた投票への言及の数が表現される。

内規がこの報告の作成方式を決める。

**第22条**

§1. 招集状は会議の招集の満7日前までに文書で自宅宛に送られる。それには議事日程及び決定の提案が含まれる。

但し、この期限は本巻編第Ⅱ章第12条の第3段落の適用のためには満3日に短縮される。

緊急の場合には、第1段落の対象となる招集の期限は短縮できるが、それでも会議の招集の満1日前以下には引き下げることができない。

議事日程の項目は十分に明解に決められる。

§2. 議事日程の項目については、そこに報告された一から十までが、事務総長からの議事日程送付の直後から、県議会の構成員たちにより自由に使えるようになる。

内規が、事務総長若しくは事務総長から指名された職員たちが一件書類に出てくる資料についての専門的知識を求める議員たちに提供する準備を可能にする；この場合には、内規は又それに従って専門的知識が提供される方式を決める。

§3. 議事日程に出てこない項目はいずれも、緊急事態の場合以外は、重大な損害を引き起こす虞がないときは会議で討議に掛けられない。

緊急事態は少なくとも出席構成員の3分の2によってしか決定できない；その氏名は議事録に記載される。

§4. 議事日程に関係のない提案の全ては、少なくとも会議の満10日前に議会の議長に引き渡されなければならない；それには説明文か又は議会に明らかにするのに適切な全ての資料を添えなければならない。議長は直ちに議事日程を補足する項目を議会の構成員たちに伝達する。

県理事会の構成員は前段落の権限行使を禁じられる。但し、県理事会はこの権限は有している。

**第23条** 県議会の会議の場所、日、時間及び日程は、一方では、県庁所在地の公示処置及び市庁舎内の情報伝達様式により、又他方では、県のインターネットサイト上への掲載により、県議会の招集の関係のある本編第Ⅱ章第22条に予定されたものと同じ期間中に、周知される。

報道陣及び県の利害関係住民たちは、その要求により県議会議員への送付から遅くとも3日以内に、県議会の議事日程を、必要ならば原価を超えてない料金を支払って知らされる。この期限は本編第Ⅱ章第22条§4に従って召集状送付の後に議事日程に付け加えられる項目には適用されない。

内規はその他の公表方式を規定できる。

**第24条** 議場の警備は議会の名前でそれを尊重させるのに必要な命令を出す議長により行われる。

部外者は何人も、議会の様々な業務を確保するのに必要か若しくは議長の特別の許可を得た者以外は、県議会議員たちの室内若しくは議席へ招き入れることができない。

会議中は、傍聴を許可された者たちは座席に座り静粛を保つ。

傍聴者の中で秩序を乱すか又は賛否を表明するかする者は全て直ちに退去させられる。

議長は、その上、違反者を訴追する調書を作成して、事実根拠がある他の告訴がなければ0.02ユーロから0.50ユーロの罰金刑を宣告できる違警罪裁判所に送付できる。

**第25条**

§1. 議会の構成員たちは議長の要求及び許可がなければ発言できない。

発言者は議長か若しくは議会にしか話しかけられない。

何人も規則についての警告でなければ中断されてはならない。発言者が問題をそらす場合にだけ議長は警告する。同一の討議中に再度問題について警告された後発言者が新たにそらした場合、議長はその討議終了まで発言をやめさせる。

全ての個人攻撃、全ての中傷、悪意を持った全ての非難は規則遵守命令の罰を受けることによって守られる。

議長は、個人攻撃、中傷若しくは攻撃的な悪意を持った非難を、議事録にも、簡潔な表現の報告にも、内規により予定されたその他の表現の報告にも載せないことを決定できる。

§2. 議長は議場を乱す全ての議員に秩序遵守命令を発する。

再犯の場合には、議長は職権により議事録への記載と併せて秩序遵守の新たな命令を出す。この制裁は発言の撤回又は討議終了までの発言権の剥奪をもたらす。

**第26条** 選挙及び候補者たちの紹介のために、議長は開票立会人の役割を務める最年少議員4人の助けを借りる。

議長は指名点呼、続いて出席していない構成員たちの呼び戻しを行う。これが終わると、議長は投票しなかった議員たちがいれば集まるよう求める；直ちに参集した者たちは投票が認められる。

これらの作業が終えると投票の終了が宣告される。

投票用紙の枚数が開票の前に確認される。それが投票者数より多かたたり少なかつたりした場合には、そのことが議事録に記載される。この差が候補者が獲得した過半数に疑いを生ずる開票結果となれば、議長は投票の多数を獲得した二人の間で第2次投票を行わせる。

開票時には開票立会人の一人が次々に投票用紙を受け取って、広げ、そこから大声で読み上げる議長に差し戻し、別の開票立会人に手渡される。それぞれの投票の結果は直ちに宣告される。

無効の投票用紙は過半数を決定する数には入れられない。一人以上の名前を含む投票用紙は有効だが、最初の名前だけが勘定に入れられる。

最初の投票でいずれの候補者も絶対多数を取れなかった場合には、上位の投票を獲得した二人の候補者の間で第2次投票が行われる。票が同数の場合は、年長者が獲得する。

開票の後で、異論のない投票用紙は会衆の前で破棄される。

選挙及び候補者たちの紹介は又秘密投票を保証するコンピュータ・システムにより行うこともできる。このコンピュータ・システムは政府により承認される。

**第27条** 議会の構成員たちは県を代表し選挙区だけを代表するわけではない。

### 第3小節 情報を持つ権利

**第28条** 各議員は県議会若しくは県理事会の審議についての説明を文書で要求する権利を有する。

議会は次の公開の会議において口頭で報告するよう要求できる。

**第29条**

§1. 県民は議会の公開の会議で直接理事会に説明要求をすることができる。

§2. 本条の意味での住民とは県域内に住所か若しくは住居を有する18歳以上の全ての者であり、且つ県域内に営業所の所在地が置かれていて県域内に住所か住居を有する18歳以上の自然人により代表される法人も全て同様である。

§3. 説明要求の全文は文書で議会の議長に提出されなければならない。

受け入れられるには、申し立てられる説明要求が以下の諸条件を満たさなければならない：

1° 唯一の者により申し立てられる；

2° 質問の形で述べられるが10分以上の発言になってはならない；

3° 専ら本編第二章第32条の意味での県益に関する事項を対象とする；その他のレベルの権限に関する問題は場合により議会の議長によりそれについて適切な手続に従って答えられる関係のある会議か若しくは執行部に移送できる。

4° 全般が対象とされる；特別の利益の場合に関する問題は本編第二章第28条の枠内で処理されるか若しくは議会の委員会の一つの検討に付託される；

5° 自由及び基本的権利を損なってはならない；

6° 個人の問題を対象としてはならない；

7° 専ら統計の類の資料の取得を目指してはならない；

8° 文献調査の要求となってはならない；

9° 目的が司法の類の意見を得るだけのものであってはならない。

議長団が説明要求の受理を決定する。受理不能の決定は特別に弁明がなされる。

§4. 規則を遵守することにより議会の議長の招請によって公開の会議でその質問を開陳する説明要求者は会議中に§3で与えられたときに発言をする準備をする。

それは議長団により決められた作業組織の決定に従って理事会により答弁される。

説明要求者は、議事日程の項目の終了前に、答弁に反論するために10分間を自由に使える。

§5. 本条の対象となる説明要求、質問及び答弁は県公報で公表され、且つ県のインターネットサイト上に掲載される。

**第30条**

§1. 県議会は強制されない意見を表明する審議会を一つ乃至複数設置でき、構成、任務及び運用規則を規整する。

審議会は3年ごとに少なくとも1度全員入れ替える。

§2. 諮問機関には、立てた候補者を推薦する責任のある各機関に、それぞれの任務のために少なくとも男性一人か若しくは女性一人の候補者の推薦手続の後で、そのつど一つ乃至複数の有効な若しくは補充的な任務が割り当てられる。

第1段落で課せられた義務が果たされないときは、任命権を付与された官公署は候補者を推薦する責任のある機関に候補者を送り返す。

課せられた職責が果たされない限り、割り当てられた任務は欠如したままとなる。

第1段落に記載された職責を果たすことが不可能なときは、推薦の記録に記載され、任命行為の対象となる特別な理由により違反することができる。

§3. 審議会の委員の同一の性は最大3分の2までである。

第1段落で予定された義務が果たされないときは、諮問機関の意見は、県代表の一人乃至複数が関係機関に交代要員を提供するか又は任命権を付与された官公署が第1段落で予定された義務を果たすのが不可能なことを弁明することによって県理事会に伝えるかする場合を除き、効力を失う。

その弁明は第2段落の対象となる通告後の2か月以内にこれに反する決定がなければ県理事会により妥当と見なされる。

新設若しくは組織された諮問機関の場合には、第2段落の対象となる通告は関係機関の構成員たちの任命に先立って行われる。

県議会が第2段落の対象となる通告に関する手続を決める。

諮問機関が第2段落及び第3段落で予定される手続を使用するときはこの諮問機関の意見の中で言及がなされる。

§4. 県議会更新の年には、議長団は県議会に審議会若しくは諸審議会の職務若しくは活動の評価を提出する。

§5. 県議会はその任務を達成するのに必要な手段を自由に使える。

**第31条** 本編第Ⅱ章第32条§1の対象となるような県益に関係する事項、又は地域圏により委任され地域圏の権限に関する事項に関連あることのために、県議会は、その決定による、1分野に関連した下位地区ごとの、県域全体を網羅する運営参加会議を設けることができる。

運営参加会議は、年次予算の主要な選択の中で考慮されるものを取り上げるために、県の権限に関するいずれか一つの分野の中の住民から表明される優先的な欲求の取りまとめの任に当たる。

運営参加会議はあらかじめ県議会による予算の討議及び投票について諮問を受ける。

県議会はその創設する運営参加会議の使命並びに招集、組織及び職務の規則を決める。いずれの場合にも、いずれの運営参加会議もその管轄区域内の16歳以上の住民全体に開かれている。

#### 第4小節 県議会の権限

#### 第32条

§1. ワロン県組織法第XIV編、憲法第138条により規定される事項中のワロン県組織法の第2条、並びに法律若しくは命令のその他の特別な規定の適用の留保付で、県議会は県益であるもの全てを、補完原則の尊重に従って規整する。

§2. 議会は補完の、地域圏の行為及び基礎自治体の行為と競合しない方法で、その権限を行使する。

§3. §1の規定があるにもかかわらず、議会は連邦、共同体若しくは地域圏当局に所属するその他の対象全てについて審議する。

§4. 県議会は県行政部の全ての職員を任命し、停職させ、罷免する。

県議会は、県理事会に、部長級まで含めて職員の任命、停職、罷免を委任する。

§5. 県議会は県行政部職員の範囲を決め、これらの人々の行政上財政上の地位を定める。

#### 第33条

§1. 県行政部のいかなる記録、いかなる書類も、例えば知事若しくは県理事会に割り当てられた使命に関するこの記録、この書類であっても、県議会議員たちの調査から逃れることはできない。

県理事会には県の事務及び制度の中で出入りする書類を記録する義務がある。

第1段落の対象となる記録及び書類の写しが事務総長に対して要求する県議会議員たちに交付される。

県議会議員たちは、その要求によって、県理事会の会議の議事日程及び議事録の写しをこの会議開催期間の後15日以内に受け取る。

議会の内規は調査権が行使される方式及び記録又は書類の写しが取得できる諸条件だけを用意する。手数料が記録及び書類の写しの取得に要求される。この手数料の額は実費により算定され、人件費はそれぞれの場合に算入することはできない。

§2. 県議会議員たちは基礎自治体連合、非営利法人(A.S.B.L.)及び県と共同で本編第3章の対象となる経営の計画若しくは協約を有する諸団体の予算、会計報告及び表決を協議することができる。

この協議の方式は経営の計画若しくは協約において決められる。

#### 第34条

§1. 県議会議員たちは県により創設され管理される施設及び公共機関の全てを臨検することができる。

議会の内規は協議及び臨検の権利が行使される方法及び日程だけを用意する。

§2. 県議会議員たちは基礎自治体連合、非営利法人及び県と共同で本編第Ⅲ章の対象となる経営の計画若しくは協約を有する諸団体を臨検することができる。

この臨検の方式は経営の計画若しくは契約において決められる。

#### 第35条

§1. 県議会議員たちは県行政部に係る事項について県理事会に質問を提出する権利を有する。

国法若しくは共同体・地域圏法で定められた例外に抵触せず、且つ県理事会に与えられた権限を侵害しなければ、県議会議員たちは県理事会がその権限を行使する方法について県理事会から報告を受ける権利を有する。

§2. 県議会議員たちが口頭の現況質問を提起することができるように、議会の会議冒頭に1時間用意されている。議員たちは同様に平日20日間以内に回答しなければならない書面による質問を提起する権利を有する。本段標の対象となる質問及び回答は県公報に発表され、又県のインターネットサイト上にも掲載され、遅くとも3か月以内に質問作成者に回答が送られる。内規が本条の適用方法を定める。

**第36条** 前条で用意されたような県議会議員たちの質問権は基礎自治体、宗教の世上権施設及び公共社会福祉センターに関する行政監督の資料については提起することができない。

**第37条** 県議会はその一人乃至複数の構成員にその権限の範囲内で必要な情報を現場で収集する任務を負わせることができる。県議会は同じ情報を入手するために設置された諸官公署及び公務員たちと連絡することができる。連絡により確認された再度の警告にもかかわらず、従属関係にある行政官公署が要求された情報の入手が遅れている場合には、議会は現場での情報入手のために当該官公署の人員費でその構成員の一人乃至複数人に委任できる。

**第38条** 本編第二章第32条に予定された事項について、議会は県の行政内規を作成することができる。これらの内規はすでに国法により、共同体・地域圏法により若しくは一般行政規則により規整されている対象については関わることはできない。後に同じ対象について国法、共同体・地域圏法若しくは一般行政規則により規整される場合には、それらは当然廃止される。それらは本編第三章第2条及び第3条で決められた形式で公布される。

### (第3節 県理事会

#### 第1小節 政治集団 — 多数派協定 県理事会の任命方法及び規則

##### 第39条

- §1. 選挙の時に同じ名簿上で選出された議員若しくは議員たちは名称が当該名簿の名称である政治集団を構成する。任期中にその政治集団を離脱する議員は当然のことながらその県議会議員の資格から生ずる肩書で従事する任務の全てを辞任する。本条及び本編第二章第44条の適用により、この議員は常に離脱した政治集団に所属していると見なされる。
- §2. 選挙の後遅くとも11月15日までに単一乃至複数の協定草案が事務総長の手元に提出される。協定草案はそこでは県代表当事者であり本人である政治集団の情報を含む。それは異なる性の人物を推薦する。協定草案はそこに指名された者全員により、且つその中に少なくとも一人の構成員が理事会に参加するために推薦される各政治集団の構成員の過半数により署名される。集団が二人の構成員で構成されないときは、協定草案は少なくとも一人により署名される。前段落に従わない協定草案は無効である。その政治集団の過半数により署名されていない協定草案の下で議員によりされた署名は無効である。
- §3. 与党の協定が選挙の法的有効性の認証の日から遅くとも3か月以内に議会の出席構成員の過半数で可決される。(与党の協定は公開の会議で発声で投票される — 2006年6月8日の地域圏法第3条の第1項第1段落)。
- §4. 与党の協定が選挙の法的有効性の認証の日から3か月以内に提出されて投票に付されない場合には、政府委員を指名することができる。政府委員は本編第二章第43条によりこの任務を負う理事会に代わって当面の問題の迅速な処理に当たる。与党の協定に関する項目は、その可決までに、各議会の議事日程に記載される。
- §5. 議会開会中に、与党の協定への補則が本編第二章第42条§§3、4、5及び同第44条の対象となる場合に理事会の決定した入替えを用意するために可決される。補則は議会に出席した構成員の過半数で可決される。理事会の新理事は入替えの任務を終える — 2005年12月8日の地域圏法第33条)。

##### (第40条

- §1. 理事会は議会の中から6年任期で選出された6人の県代表で構成される。理事会は異なる性の構成員で構成される。理事会は議会に責任を負う。
- §2. 与党の協定により拘束される政治集団の議員全員が同一の性の場合には県代表についての前段標の第1段落に予定される規定に違反する。そのためにそこへ指名される県代表は、全ての場合に、理事会での投票権を有する。その政府委員は議会に発言権だけを持って議席を占める。県代表が議会の構成員でないときは、第4部第I巻第V編第V章第1条で定められた被選挙資格の諸条件を満たし保持しなければならない。与党の協定は議会以外で選出される県代表が関係する政治集団を指定する。
- §3. 当然県代表がその身分が名簿上に記載される議員に選出されれば、本編第二章第39条を適用して可決された与党の協定の中に

含まれる。

県代表の席次は与党の協定に表示された名簿の中のその位置により決められる。

(第41条 県代表は直後の議会で県議会議長の掌中で宣誓する — 2005年12月8日の地域圏法第33条)。

#### (第42条

§1. 出席できない県代表は、不都合を通告した期間中、理事会の提案によりその属する政治集団の議員の中から議会で指名された議員と交代する。

交代した議員は本編第II章第74条で言及されている兼職禁止のこの規定の適用について考慮する義務がある。

出席できない県代表は、与党の協定により拘束される政治集団に所属する理事会の全構成員及び全議員が同一の性の場合には、本編第II章第40条 § 2 第2段落で定められた諸条件で、議会以外の代表と交代することができる。

§2. 子どもの出産若しくは養育のために育児休暇を取りたい県代表は、理事会に書面で送られるその要求で、本編第II章第9条の対象となる期間、交代となる。

§3. 引き続き1か月間県理事会の同意なしに会議を欠席した県代表は誰もが辞職したものと見なされる。

この辞職は県議会によるその同意の後で有効となる。

§4. 県代表職の辞任は書面で議会に通告され、議会はこの通告後の最初の会議のときに正当な決定として承諾する。

辞職は議会が承認した日に発効する。

§5. その選挙の時点で議会の構成員となった県代表は議会の一員となるのを辞めた場合にその資格を失う — 2005年12月8日の地域圏法第33条)。

(第43条 本編第II章第39条 § 4 と抵触することなく、辞職した県代表及び統一改選時の県代表たちは、同第44条に予定されるような動議の対象となった理事会と同様に、その後任たちが職に就くまで県の当面の問題の迅速な処理に当たる — 2005年12月8日の地域圏法第33条)。

#### (第44条

§1. 理事会は、その構成員各自と同様に、議会に責任を負う。

議会は理事会に、又はその構成員の一人乃至複数人に関して不信任動議を可決することができる。

この動議は、理事会に、場合に応じて、その構成員の一人乃至複数人の後任を推薦する場合には認められない。

動議が理事会全員に関係するときは、交代して与党を構成する各政治集団の議員の少なくとも半数により提出されなければ認められない。

この場合には理事会への後任の推薦は新たな与党協定となる。

動議が理事会構成員の一人乃至複数人に関係するときは、与党協定に参加する各政治集団の議員の少なくとも半数により提出されなければ認められない。

(不信任動議についての討論及び表決は、県事務総長の手元へのその付託後それが仮にこの付託の後少なくとも満7日に転送される限り、県議会のすぐ後の議事日程に記載される。不信任動議の原本は県事務総長により遅滞なく理事会及び議会の各構成員たちに送られる。不信任動議の付託は遅滞なく県議会所在地での掲示により周知が図られる — 2006年6月8日の地域圏法第3条の第2項第1段落)。

(不信任動議が理事会の構成員の一人乃至複数人に対して向けられるときは、これは、それが提出された場合には、各自に、議会でそれに従うか、且つあらゆる場合にまだ投票の行われていない直前に、その自由裁量に任せる — 2006年6月8日の地域圏法第3条の第2項第2段落)。

不信任動議は議会構成員の過半数でなければ可決することができない。(県議会は絶対の権威を持って根拠とされた理由を評価する — 2006年6月8日の地域圏法第3条の第2項第3段落)。

(不信任動議は県議会により公開の席上で審理される。動議自体の投票は発声で行われる — 2006年6月8日の地域圏法第3条の第2項第4段落)。

動議の可決は理事会の、又は異議を申し立てられたその構成員の一人乃至複数人の辞職並びに新理事会の又は新構成員の一人乃至複数人の選挙を伴う。

§2. 理事会全員に関する不信任動議は県理事会の就任後1年半の期限が過ぎなければ提出することはできない。

理事会全員に対する不信任動議が議会により可決されたときは、いかなる新たな連帯不信任動議も1年の期限が切れる前には提出することができない。

理事会全員に関するいかなる不信任動議も選挙の前年の6月30日の前には提出することができない — 2005年12月8日の地域圏法第33条)。

#### 第45条

§1. 県代表たちは額が上院の任務と密接に関連する議員手当の額に相当する俸給を受け取る。

§2. 県代表たちはその職務の遂行に固有の全責任に見合う一括補償の手当を受け取る。

この手当の額は上院の任務と密接に関連して説明される費用のための一括補償手当の額に等しい。

但し、県庁所在地に住まない県代表たちは県議会により決められる規程に従ってその旅費が弁償される。

[ § 3 は全文改正 ]<sup>(3)</sup>

§ 3. 本法の第5部第I巻第I編第I章第1条で規定する政治的類の任務、その派生的任務及び職務、公務のために県代表たちに与える報酬及び現物給与は § 1 に予定される俸給の額の半分を超えてはならない。

第1段落で決められた制限超過の場合は、県代表の報酬及び/又は現物給与の額は、その任務以外の活動の報酬として收受される給与及び/又はその派生的任務及び本法の第5部第I巻第I編第I章第1条に規定される政治的類の任務、職務、公務を理由に県代表が受け取る報酬及び現物給与の額は、妥当な金額に減らされる — 2007年12月20日のワロン政府規則第4条第1段落。

§ 4. 県議会は § 1 及び § 2 の第1段落の対象となる給与及び一括補償手当の額を決める。

県議会は § 2 の第3段落に予定された手当の額を決める。

(… — 2005年12月8日の地域圏法第34条の2)

§ 5. 各県代表は秘書一人の補佐を受ける。県議会は秘書たちの構成及び資金手当、並びに募集方法、行政上の地位、報酬及び秘書たちの協力者たちの不確定な手当を決める。

( § 6. <sup>(4)</sup> … — 2007年12月20日のワロン政府規則第4条第2段落 )。

## 第2小節 県理事

### 県理事会の会議及び審議

第46条 県理事会は県議会によりその選挙の時に指名される県代表の一人により主宰される。

(支障がある場合に、その職は議長が他の県代表にその代理を任せない限り、第1序列の県代表により代理される — 2005年12月8日の地域圏法第35条)。

知事は政府委員として発言権も議決権もなしに議会に出席する。

県理事会はその内規について議会の承認を受ける。

その審議の準備のために、県理事会はその権限内の事項を県代表たちの間に振り分ける。

この振分けは議会に伝えられる。

県理事会は県代表の過半数が出席したときに審議することができる。いずれかの事項について、県理事会が人数の上で審議するのに十分でない場合は、この人数を満たすために一人乃至二人の県議会議員に責任を負わせることができる。

議員たちは優先表に記載された順序に従って呼び寄せられる。この表は議員たちのその最初の就任の年からの年功序列を、同じ場合には直近の選挙で獲得された投票数を考慮して作成される。県代表たちに適用される兼職禁止は、本条を適用して、県理事会の補充にあたり呼び寄せられる県議会議員たちにも適用される。

そのような兼職禁止が存在する場合には、はっきりした事項に基づこうと、より概括的な態様によろうと、上述の理事会の議長宛の書簡により、県理事会の補充を断念することができる。

決議は全て出席県代表の絶対過半数を必要とする。提案は可否同数の場合には否決される。

県理事会は書類を提出し提案を作成する報告者を指名することができる。

報告者は審議の議事録に責任を負う。議事録は出席した構成員の氏名の記載をする。

決定には理由が付されなければならない。

県議会の決定は全て報告者の氏名並びに出席構成員の氏名を記載しなければならない。

前段落に規定された形式は無効についてはほとんど必要がない。

## 第3小節 県理事会の権限

第47条 その選挙後の3か月間に、県理事会は県議会にその任務の期間を通じての、少なくともその主要な政策案、並びにその分野に関する主要な指標を手直した予算面を含む政策全般の申告書を提出する。

この申告書は又、本法典第2部第III巻 (《第II巻》と読め) 第III編第III章の対象となる協力者協定のために県理事会により提案される指標も含む。

県議会の承認の後で、この政策全般の申告書は県公報に掲載され、又県のインターネットサイト上にも掲載される。

第48条 県理事会は、そのために国法、共同体・地域圏法により、又政府により提出される全ての問題についてその意見を寄せる。

県理事会は本編第II章第32条に関する県益の日々の行政に関するもの全てについて及びその関与が必要か又はそのために政府により呈示されるもののため国法、共同体・地域圏法の執行について審議する；県理事会は同様に知事によりその政府委員の職務の範囲内で行われる要請についても審議する。

県理事会は議会に若しくは県理事会自身に提出される県益問題の事前審理にも注意を払う。

県理事会は議会により手掛けられたものと同様に自らの固有の審議も行う；県理事会はその構成員の一人に担当させることができる。

県理事会は又その構成員の一人乃至複数人に問題の審理を担当させることができる。

問題の審理のために、県理事会は県職員の協力を要求することができる。

(3) 制定時の本条は長文で、県代表の兼職の毎年の申告を義務付け、違反への罰則など事細かに規定していた。

(4) 制定時の本条は長文で、県代表の兼職の報酬等の毎年の申告を義務付け、違反への罰則など事細かに規定していた。

第49条 県理事会は県行政の文書保管機関にも責任を負う。

第50条 県理事会は、事業収益が必要なときには、その任務を構成員の一人乃至複数人に担当させることができる。

#### 第4節 知事

第51条 知事は県の中にいる政府委員である。

2001年7月13日の特別法により修正された1980年8月8日の特別法の第6条§1のⅧの1°の適用により、知事たちは連邦大臣たちの一致した見解に基づき政府により任免される。

第52条 政府委員のその職務の範囲内で、知事若しくはその職務内で代理を務める者は県議会の審議に出席する；知事若しくはその代理は要求があれば聴聞を受ける；議員たちはこの発言に反論することができる；知事若しくはその代理は、審議中の議会に、適切と思う要求をする。

議会はその出席を要請することができる。

第53条 政府は、知事に、県内で、共同体・地域圏法及び条例の執行並びにそれらの執行措置に責任を負わせることができる。

第54条 知事は県内に居住する。

政府は知事たちがその地域圏の任務の遂行に必要な手段及び職員を整えるよう監督する。

政府は本編第二章第32条の§4に従って任命される県職員の枠内で知事部局の職員の異動を規整する。

知事は秘書一人の補佐を受ける。政府はそれから構成を定め、実行できる体制を決め、並びに政府が要求することができる手当も決める。

第55条 政府委員として、知事は、少なくとも1年に1度県の金庫の検査を確実に行う；知事は必要性を判断するか若しくは政府の要求があるつど公金を検査させることができる。

#### 第5節 事務総長及び収入役

##### 第1小節 事務総長

第56条

§1. 事務総長は県議会により任命される。事務総長は県により企画された選抜試験に基づき任命される。

候補者たちは§3所定の諸条件を満たさなければならない。

§2. 県事務総長は県内に居住する義務がある。

§3. 県事務総長に任命されることができるとするには、候補者たちは以下の諸条件を満たさなければならない：

1° ベルギー人であること；

2° 私権及び参政権を享受していること；

3° 行動に非の打ち所がないこと；

4° 兵役上の定め及び良心的兵役義務拒否者法に記されている定めを満たしていること；

5° 以下の卒業証書の保持者である：

— 法学博士若しくは修士；

— 行政学修士；

— 公証人修士；

— 政治学修士；

— 経済学修士；

— 商学修士。

この任命は職が空席になってから6か月以内に行われる。

第57条 県議会は第1部第I巻第II編第IV章第6条に従って上位の種類の等級に分類される基礎自治体の基礎自治体秘書の職務に格付けされる給与体系の上下限内に県事務総長の給与を決める。県議会は事務総長がその他の県公務員に倣って享受する諸補償及び諸手当を決める。

第58条 県議会は県公務員法規の予定する懲罰を県事務総長に課することができる。

知事の業務に影響のある国家若しくは地域圏の公務員の業務のその指揮内で犯した違反のために、県事務総長は県知事の提案による制裁手続の対象となることはない。

第59条 欠勤が正当化された場合には、県事務総長は、その責任において、3日以内に、多くて3日間、県理事会の同意を得て代理者を指名することができる。この措置は同一の欠勤のために2度繰り返し更新することができる。

その他の全ての場合に、県議会は代理を務める事務総長を任命することができる。緊急の場合には、任命が県理事会により行われ、県議会により直後の会議の最中に追認される。

職に就く県事務総長は県事務総長の職務の行使のために必要な諸条件を併有していなければならない。県事務総長代理は県事務総長に帰属する権限の全てを行使する。

第60条 県事務総長は県議会及び理事会の会議に出席する；県事務総長は特に議事録の作成及び審議の転記に責任を負う；県事務総長は県議会及び理事会の白紙も行間の書込みもない別々の記録簿を保管する；これらの記録簿は議長により番号が振られ花押を記され



る。

内規が転記されなければならない審議となるものを決める。

そのように転写される議事録は、審議の全ての正本と同様に、県議会の若しくは県理事会の会議での行動次第で、県議会の若しくは県理事会の議長と一緒にいるか、又は規則により規定されるところに従って出席した理事会の構成員全員と一緒に、1か月以内に事務総長により署名される。

**第61条** 写しが事務総長の署名及び県事務総長が保管者である県印を得て発送される。

事務総長は記録保管所の管理をする；事務総長は、書き換えることなく、県議会の若しくは県理事会の構成員たちに、請求された書類の全てを手渡し、且つ必要があれば写しを交付する義務がある。

事務総長は、各県議会議員に、県議会の若しくは県理事会の名前で印刷される物全てを1部交付する。

県事務総長は、書き換えることなく、関係者全員に議会の若しくは理事会の正本及び記録保管所で管理されている書類を交付する義務がある。

県事務総長は県行政に影響力を持つ職員全体を統率する地位にある。

県事務総長は、知事の業務に影響力を持つ配下たちに対する知事の、及び県職員に対する県理事会の指示に従って部局の仕事を管理する。

## 第2小節 収入役

**第62条**

§1. 県収入役は県議会により任命される。県収入役は県により企画された選抜試験に基づき任命される。

候補者たちは§2所定の諸条件を満たさなければならない。

§2. 県収入役に任命されることができるとするには、候補者たちは以下の諸条件を満たさなければならない：

1° ベルギー人であること；

2° 私権及び参政権を享受していること；

3° 行動に非の打ち所がないこと；

4° 兵役上の定めと良心的兵役義務拒否者法を満たしていること；

5° 地域圏行政府のレベルAの職に就くこと、並びに応募によるか又は等級の昇進により県職員の一員になることが認められる卒業証書を保持していること。

この任命は職が空席になってから6か月以内に行われる。

§3. 県収入役は県理事会の権限下に置かれる。

§4. 県議会は県公務員法規の予定する懲罰を県収入役に課することができる。<sup>(5)</sup>

**第63条**

§1. 正当な欠勤の場合には、県収入役は、3日以内に、その責任において、多くても30日間、県理事会の承認を得て代理者を指名することができる。この措置は同一の欠勤について2度繰り返して更新することができる。

§2. その他の場合は全て、県議会は代理を務める収入役を任命することができる。県議会は欠勤が3か月を超えるときにはそのようにする責任を負う。

§3. 代役の県収入役は県収入役の職務に従事するのに必要な諸条件を併有していなければならない。県収入役代理は県収入役に帰属する権限を全て行使する。

§4. その任命及びその職務の中止のときには、県理事会の監督下で、管理のための口座の開設及び現金、受取証書の引渡しが行われる。

**第64条** 県収入役は、その管理を保証するために、一つ乃至複数の抵当の名義か若しくは形式で、法定価格の保証金を拠出する義務を負う。

政府は保証金の最低及び最高額を定める。

**第65条** 毎年の集金額の増加のために又はその他のいずれかの原因のために、県議会により定められた保証金が十分でないと判断されたときは、限界に達した時点で、最初の保証金に対するのと同じ規定に従って追加の保証金を提供しなければならない。

県理事会は保証金が実際に拠出されて必要ときに更新されるよう監視する。

**第66条** 決められた期限内にその保証金を拠出しないか若しくは保証金の追加をせず、この遅延を十分な理由により弁明することができない県収入役は誰も辞職したものと見なされてその代りを用意されることになる。

保証金の設定に関する費用は全て県収入役の負担となる。

**第67条** 県の金庫に欠損が生じた場合には、県は、この保証金が現金で拠出されていたときは、県収入役の保証金についての先取特権を有する。

**第68条** 県収入役は以下に責任を負う：

---

(5) この後制定時には長文で県収入役の補償金の供託について基礎自治体同様に事細かに規定していたが全文削除された。

- a) 県の会計管理及び年次会計報告；
- b) 正規の支払命令書による費用の支払を単独でその責任の下で実施；
- c) 県の名義で開設される会計及び県財務部の業務の管理；
- d) 財務部資金の運用；
- e) 議会、理事会又はそれらにより指定される機関により指示される投資の管理及び集中化；
- f) 特別会計系の管理；
- g) 本法第3部第Ⅱ巻第Ⅲ編の適用による県税の徴収及び強制徴収；
- h) 予算及び複数年の財政計画編成時の財政上の意見の提供。この意見は、要請があったときに、8平日以下ではない県理事会により定められた期限内に県理事会に報告される欠陥に対して賛成と見なされる。

収入役の命令により正規の支払命令書の額の支払を拒否するか又は遅らせることがあれば、そのときは支払は県議会の執行下で続けられ、議会は収入役を召喚し、出席した場合には前もって聴聞を行う。

**第69条** 県収入役は、県議会により、第1部第Ⅰ巻第Ⅱ編第Ⅳ章第6条により予定されているように住民8万人乃至15万人の基礎自治体の基礎自治体秘書に適用される給与体系に従って決められる。

連邦、地域圏、県若しくは基礎自治体の行政について実行される県収入役の業務は、この職へのその指名の前に、県の負担となるその給与の計算のために考慮に入れられる。

**第70条** 県収入役は人を介してであっても営業に従事するのは禁じられる。

県議会はこの禁止令に違反した県収入役に懲罰を課す。

**第71条** 管理終了の会計報告は県収入役がその職務の遂行を最終的にやめるときに作成される。

**第72条** 議会が一定の徴収の任に当たる一人乃至複数人の特別徴収人を指名したとき、本巻第Ⅲ編第Ⅰ章第5条に従って、議会は収入が定期的に県の一般会計に払い込まれるこの徴収人に要求される担保を決める。

県に帰属する設備若しくは材料の管理、保管若しくは使用に当たる事務職員は、この設備若しくは材料に責任を負い、又税金及び提供される供託金に関するものの特別徴収人若しくは会計係と同一視される。

県の動産は目録に記載される。動産に含められれば、機械、器具及び材料は第2段落の対象となる会計職員には託されない。

それぞれの施設若しくは業務のために作成される動産目録は、毎年、且つ責任を負う職員の配置転換のたびに作り直される。

### 第6節 郡長

**第73条** 郡長は、1郡乃至数郡を盛り立て、政府によりその他の全ての任務が命じられる県知事を補佐する。

県内の郡に郡長が誰もいない場合には、この任務は県知事により果たされる。

(注) そこから現行の本章第73条の下で第1段落の第2文節及び第2段落が法文化されていたワロン内諸県を編成する2004年2月12日の地域圏法第113条は、2005年5月25日の仲裁院の2005年95号の命令により無効とされた。

### (第7節 兼職禁止及び利害の抵触)

**第74条**

§1. 以下の者は県議会及び県理事会の一員とはなれない：

- 1° 下院、上院若しくは欧州議会の構成員；
- 2° 地域圏及び共同体の議会の構成員；
- 3° 連邦政府の大臣及び副大臣；
- 4° 地域圏及び共同体の政府の構成員；
- 5° 欧州委員会の構成員；
- 6° 知事、副知事、知事補佐；
- 7° 郡長；
- 8° 基礎自治体及び公共福祉センターの書記及び収入役並びに県事務総長；
- 9° 上級裁判所、下級裁判所、検事局の構成員及び事務総長；
- 10° 国務院の判事；
- 11° 軍隊に招集されている予備役を除く現役軍人；
- 12° 国、地域圏、共同体の収入役又は会計係員；
- 13° これに教員を含む県の公務員及び雇用人、並びに郡長；
- 14° その権限が、自らがそこでのその職務に従事したい県に所属する森林制度に従属する林地に展開されるとき森林管理作業員。

§2. 夫婦又は法定の同棲者たちが同じ理事会の選挙により理事に選ばれる場合には投票の多くを獲得した者、且つ同数の場合にはその間での年長者だけが議席を認められる。

この規定の適用により、お互いに、推薦順位に従う候補者たちの帰属により割り振られていた名簿の全投票が選挙で同様に割り振られるよう考慮されることになる。

二人の夫婦又は法定同棲者たちが議員の一人が現役に別の議員が補欠に選挙された場合には、議席の停止はこの後者には宣告されない。

欠員が埋められるために呼ばれる補欠の間では、優先順位が欠員に先立って主要な順位を決める。

議員間の結婚又は法定同棲はその任務を終わらせる —2005年12月8日の地域圏法第36条)。

(第75条 県議会の議長、若しくは副議長たち及び議長団の構成員たち、並びに本章第14条の適用により設置された委員会の委員長たちも県理事会の構成員になることはできない —2005年12月8日の地域圏法第36条)。

#### (第76条

§1. 県知事、県事務総長若しくは郡長は以下の者にはなれない：

- 1° 下院、上院、地域圏及び共同体議会の構成員、連邦国家の大臣及び副大臣、並びに地域圏及び共同体の政府の構成員；
- 2° 宗教の神職者及び一般信者代表；
- 3° 知事若しくは事務総長のそれとは別の職務のために公法上の法人から給与を受ける者；
- 4° 大学の専任及び特任並びに非常勤の教授を除く、国、共同体若しくは基礎自治体から給与を受けるか若しくは補助金を受ける教育職の担当者；
- 5° 基礎自治体の長、助役、議員、公共社会福祉センターの長及び議員、基礎自治体及び公共社会福祉センターの書記及び収入役；
- 6° 弁護士、裁判所の執達吏及び公証人；
- 7° 6°、7°の項目及び県事務総長を除く本巻第I編第II章第74条§1の対象となる職の肩書保持者。

§2. 県知事、県事務総長及び郡長の職は、県知事であろうと、県議会であろうと、県理事会であろうと、直属関係にあるその他の職とは兼職することができない。

§3. 配偶者も、両親若しくは4等親まで含む姻戚も、法定同棲者も、県知事、県事務総長及び郡長にも、それらの前2者の一つ及び県理事会の構成員にもなれない。

職務中に生じた姻戚関係はその行為を中断しない。結婚又は法律上の同棲も同様に中断しない —2005年12月8日の地域圏法第36条)。

#### (第77条

§1. 県理事会の構成員には以下の者にはなれない：

- 1° 宗教の神職者及び一般信者代表；
- 2° 基礎自治体の行政職員；
- 3° 県事務総長の配偶者若しくは法定同棲者；

§2. 県代表職は報酬を受ける現職は一つしか兼職することができない。

前段落の中の報酬を受ける現職としては以下のものが考えられる：

- 1° この任務が単なる総会の一員の資格か又はこの機関の運営顧問以上の権限を付与し、つまりそれに収入が帰属する限り、公私の機関の中で、国、共同体、地域圏、県若しくは基礎自治体の代表として遂行される全ての任務；
- 2° 少なくとも1990年1月1日の指数軸138.01で総額500ユーロに達するそれに帰属する課税対象となる月収がある限り、公私の機関の中で、国、共同体、地域圏、県若しくは基礎自治体の代表として遂行される全ての任務。この額は消費者物価指数の年間上昇に適用される。

§3. 政府によりその受け取る賃金を支払われる職業に任命された県代表はこの資格での議席を直ちに辞し、新たな選挙によるしかその職を回復することができない。

§4. 理事会の構成員たちは、既婚者たち、法定同棲者たち、並びに3親等までの親族たち及び姻族たちであってはならない。

#### (第78条 以下のことは全ての議員たちに禁じられる：

- 1° 議員が、その選挙の前か後で、個人としてであれ、その問題の責任者としてであれ、その直接の当事者となるか、又はその両親たちか4親等内の姻戚たち、又は法定同棲者たちが個人的な直接の利害を持っている対象についての審議に出席すること；
- 2° 県のためにいずれかの業務、税の徴収、公共事業の提供若しくは入札に直接か間接に参加すること；
- 3° 県に対して向けられる訴訟の弁護士、公証人又は問題の責任者としての参加すること；同じ資格で、県益の何らかのいずれかの訴訟事件に起訴し、意見を述べ又は従事することはできない；
- 4° 懲戒若しくは懲戒処分による停職事件において職員の一員の助言者として参加すること；
- 5° 県の交渉委員会若しくは協議委員会に組合組織の代表若しくは専門家として参加すること。

前述の措置は県の事務総長、収入役及び理事会の構成員たちに、本巻第I編第II章第8条の対象となる信頼できる人物にも適用できる —2005年12月8日の地域圏法第36条)。

(第79条 県を代表する弁護士たちは性質が理事会に属するか又は告訴する権限を有する事件において相談を受けることができない。その弁護士たちは県理事会へのその選挙の前に相談を受けていた事件に関係する審議には参加することができない —2005年12月8

日の地域圏法第36条)。

(第80条 県代表は県、国、共同体、地域圏、県内の基礎自治体のためのいずれかの業務、税の徴収、公共事業の提供若しくは入札に直接にも間接にも参加することはできない—2005年12月8日の地域圏法第36条)。

(第81条 県代表は知事から官公署若しくは行政のために県内で行われるか若しくは行われてきたいずれかの調達、入札若しくは事業に直接か若しくは間接的に参加することを禁じられる—2005年12月8日の地域圏法第36条)。

#### (第81条の2)

§1. 本巻第I編第II章第74条乃至第77条の対象となる兼職禁止を犯した種類の実事を確認した政府はそれにより議会に知らせ、又受領証と引替えに当事者に兼職禁止を引き起こす性質の実事の通告を手渡す。

前段落の対象となる通告の、又要求があった場合には当事者に知られる遅くとも8日前に、場合によってはその自由意思での議会と一緒に、政府若しくはその代表は兼職禁止を確認し、必要な場合には理由を付した決定により当事者に辞職の法的措置を執る。この決定は政府若しくはその代表の処置により当事者の議会構成員及びそこから議会に報告する理事会に通告される。

§2. 本巻第I編第II章第78条乃至第81条の無理解を引き起こした性質の実事を確認した政府はそこで議会に報告し当事者に対して受領証と引き替えに当事者に辞職を余儀なくさせる性質の実事を通告する。

前段落の対象となる通告の、且つ要求があった場合には当事者に知られる遅くとも8日前に、場合によってはその自由意思での議会と一緒に、政府若しくはその代表は兼職禁止を確認し、必要な場合には理由を付した決定により当事者に辞職の法的措置を執る。

この決定は政府若しくはその代表の処置により当事者及びそこから議会に報告する理事会に通告される—2005年12月8日の地域圏法第36条)。

### 第8節 宣誓

第82条 県議会議員及び本巻第I編第II章第8条の対象となる信頼できる人物、並びに県理事会の構成員は職務に就く前に以下の宣誓を行う：

《私は国王への忠誠、ベルギー国民の憲法及び諸法律への服従を誓う》。

第83条 この宣誓は、公開議場で、県議会議長の掌中で本巻第I編第II章第8条の対象となる県議会議員たち及び信頼できる人物により行われる。

県代表たちは、本巻第I編第II章第40条§3に従って、県議会議長の掌中で宣誓する。

上記の公務員たちが、宣誓をするために引き続き再度の招集状を受領した後、正当な理由なしに欠席し、その手続を踏んだ場合は、辞職したものと見なされる。

第84条 就任する前に、県収入役は以下の宣誓をする：

《私は国王への忠誠、ベルギー国民の憲法及び諸法律への服従を誓う》。

県収入役は県議会議長の掌中で宣誓する。

正当な理由なしに、書留郵便の書簡で勤務するよう招請された後で宣誓しなかった収入役は、その任命を断念したものと見なされる。

第85条 就任する前に、県事務総長は以下の宣誓をする：

《私は国王への忠誠、ベルギー国民の憲法及び諸法律への服従を誓う》。

県事務総長は県議会の公開の会議中に議長の掌中で宣誓する。

正当な理由なしに、直ぐ次の県議会のときに、書留郵便の書簡で勤務するよう招請された後で宣誓しなかった事務総長は、その任命を断念したものと見なされる。

## 第三章 県当局の議事録

### 第1節 議事録の作成

第1条 県の書簡及び議事録は県理事会議長により署名され、事務総長により連署される。

理事会議長は書面により一定の文書の署名を県理事会の構成員の一人乃至複数人に委任することができる。議長はこの委任をいつでも撤回することができる。

委任の記載事項は委任の権限を有する県代表の署名、氏名及び資格の前に置かれなければならない。

県理事会は県公務員の一人乃至複数人に一定の文書の連署を委任することを事務総長に許可することができる。

この委任は書面で行われる；県理事会はそのすぐ後の会議の最中に報告を受ける。

委任の記載事項はその署名する全ての文書について委任される公務員の署名、氏名及び資格の前に置かれなければならない。

### 第2節 法令の公布

第2条 議会若しくは県理事会の規則及び条例は、その名称、関係議長の署名及び事務総長の連署を付して公布される。

これらの規則及び条例は県公報で公布され、又県のインターネットサイト上にも掲載される。

第3条 それぞれの議長により署名され県事務総長により連署された規則及び条例は、政府の承認を得て、必要なときは、その問題に関係のある官公署に移送される。

それらの規則及び条例は、県公報で公布され、又県のインターネットサイト上に掲載された8日後に、この期限が規則若しくは条例

により短縮された場合を除き、強制力を持つようになる。

県議会若しくは理事会は県公報の掲載及び県のインターネットサイト上の掲載に加えて、特別な公表方法を規定することができる。

#### 第IV章 住民投票

**第1条** 県議会は、県住民の発議権によろうと、その請求によろうと、県益事項について住民の意向を求める決定をすることができる。

県住民から出された発議は少なくともその10%により支持されなければならない。

**第2条** 県住民の発議への意向を聞く仕組みの請求は全て書留郵便で理事会に送られなければならない。

その請求には理由書及び県議会に情報を伝える性質の文書が付け加えられる。

**第3条** 県により交付される書式により申し立てられて、件名及び刑法第196条の写しに加えて、以下の記載事項を含む限り受理できる：

- 1° 提案される投票の対象となる問題若しくは諸問題；
- 2° 請求署名人各自の姓、名、誕生日及び住所；
- 3° 住民投票を請求する発議に参加する者たちの姓、名、誕生日及び住所。

**第4条** 請求を受理したら直ちに県理事会は請求が十分な有効署名数により支持されているかどうかを審査する。

県理事会はこの審査のときに以下のものを抹消する：

- 1° 二重署名；
- 2° 本巻第I編第IV章第5条§1に定められた諸条件を満たしていない者たちの署名；
- 3° 身元確認することができるだけの十分なものを示せなかった者たちの署名。

有効署名数に達したときに審査は終了する。この場合、県議会は住民投票を準備する。

#### 第5条

§1. 住民投票を請求するか又はその参加者になるためには以下のことが必要である：

- 1° 県の基礎自治体の住民登録簿に登録されるか記載されていること；
- 2° 16歳の年齢に達していること；
- 3° 有罪判決か又は県の各選挙で投票するのに必要とされるものの点について選挙権の剥奪若しくは停止を伴う決定の対象となっていないこと。

§2. 住民投票を請求することできるためには、§1に予定された諸条件が請求開始時まで併有されていなければならない。

住民投票に参加することができるためには、§1の2°及び3°に予定された諸条件が投票日に併有されていなければならない、住民投票への参加者の名簿が確定される期限までに§1の1°の対象となる条件が存在していなければならない。

前述の名簿が確定された日以降に、有罪判決か又は選挙権の剥奪であれ停止であれ、県の各選挙で投票するよう呼び出されている者の側において剥奪される決定の対象となっている参加者たちは、投票の日までにこれと同様当然に前述の名簿から削除される。

§3. 第IV部第I巻第V編第I章第3条§1は§1に規定された諸条件を満たした類の者全てに対して適用される。

ベルギー国民でない滞在者たちについて及び18歳以下の在外ベルギー人たちについては、もはや上告が受け入れられない有罪若しくは強制収容の場合には、上級裁判所及び下級裁判所の検察官たちの発案で通告書が発せられ、県の各選挙で投票するよう呼び出されている者を訴追する宣告がなされている場合には選挙権の剥奪若しくは停止を伴うことになる。

通告書が住民投票に参加する者の名簿が確定されてしまった後に発せられた場合には、当事者はこの名簿から削除される。

§4. 投票の30日前に（基礎自治体理事会）は住民投票参加者たちの名簿を作成する。

この名簿上では以下が手直しされる：

- 1° 上述の日までに基礎自治体の住民登録簿に登録されるか又は記載されていて§1に予定されている参加のその他の諸条件を満たしている者；
- 2° この日と投票日との間に16歳に達するはずの参加者；
- 3° 選挙権の停止が投票の確定される日までに終了するか若しくは終了と思われる者。

参加の諸条件を満たす各人については、参加者名簿は姓、名、誕生日、性別及び主たる住所を記載する。その名簿は基礎自治体の地区が必要な場合には参加者たちのアルファベット順でも街路の地理上の順序でも連続した番号付けに従って作成される。

§5. 住民投票への参加は義務ではない。

各参加者は投票権を有する。

投票は秘密である。

住民投票は日曜日にしか行うことができない。参加者たちは8時から13時まで投票が認められる。13時前に投票所にいた者はその後投票が認められる。

§6. 県住民の少なくとも10%が投票に参加していなければ開票には進めない。

§7. 県の住民投票に適用できる選挙法第147条の2の諸規定は、《選挙人》の語は《参加者》の語により置き換えられ、《選挙人》及び《選挙人たち》の語はそのつど《参加者》及び《参加者たち》の語により、又《のための選挙》の語は《のための住民

投票)の語によりそれぞれ置き換えられるものと解される。

**第6条** 本巻第I編第IV章第1条の意味での県益事項により、本巻第I編第II章第32条により定められる事項と解する必要がある。

個人の問題及び県の会計、予算、租税並びに給与に関する問題は投票の対象とすることはできない。

いかなる住民投票も県議会の改選のための県住民の通常の会合の前16か月の間は実施することができない。さらに、いかなる住民投票も、下院、上院、諸議会及び欧州議会の構成員たちの直接選挙の前40日間は実施することができない。

県住民たちは6か月に1度、1立法期に多くても6度しか投票は実施することができない。県議会の改選が延期されている間は、同一の対象については唯の1度も投票を実施することができない。

**第7条** 住民投票の実施請求は直後の県理事会及び県議会の会議の議事録に記載される。

本巻第I編第IV章第4条の対象となる審査の終了後に記載が行われる。

県理事会は、これがいかなる点についても請求を決定する権限がないことが明らかでなければ県議会議事録への記載を行う義務がある。

この問題に疑義があれば決定するのは県議会である。

**第8条** 住民投票の実施についての決定は全て明白な動機付けの対象となる。

前段落は投票の対象となった問題に直接関係のある全ての決定にも同様に適用される。

**第9条** 投票日の少なくとも1か月前に、県庁は対象となる事項の住民投票の題目を紹介した小冊子を住民が自由に使えるようにする。

この小冊子はさらに本巻第I編第IV章第2条第2段落の対象となる理由を付した文書、並びに住民たちがそれについて投票を求められる質問若しくは諸質問を含む。

**第10条** 質問はこれに対してイエスかノーで答えられるような方法で表現されなければならない。

**第11条** 政府は県議会議員選挙のための第4部第I巻第V編の対象となる手続に類似した県の住民投票の実施手続に関する特別諸諸規定を定める。

**第12条** 政府はそれによって投票の結果が周知させられる様式を決める。

## 第II編 県の行政

### 第I章 県の人事

**第1条** 県議会は県職員の給与表を定める。

## 第II章 県の財産管理

### 第1節 契約

**第1条** 県議会は、公債、県財産の取得、放棄及び交換、並びに同じ財産に関する売買を許可する。

県議会は県理事会に公債の諸条件を規定するのを任せることができる。

**第2条** 県議会は工事、調達若しくは業務の公的な取引契約締結方法及びさらに条件条例を決める。

県議会は、そのために経常予算に計上された予算額の限度内で、且つ取引契約の総額が工事、調達及び業務の公的な取引契約及び公共事業に関する1996年2月8日の勅令第120条第1段落に定められた総額の臨時予算を超えない場合には、日常の管理に関わる取引契約のために、県理事会にこの権限を委任することができる。

不測の事態を招来する差し迫った緊急の場合には、県理事会は第1段落の対象となる議会の権限の発動を行うことができる。

その決定は県議会に報告され、それを受けて県議会はその直後の会議の際に行為を確認する。

県理事会は手続を開始して取引契約を取得する。県理事会は、その結果が10%以下の追加支出である限り、その実施の途中で必要と判断したいかような修正も加えることができる。

### 第2節 複数県若しくは複数基礎自治体に関する工事

**第3条** 複数県に関する保守若しくは修理工事を施工しなければならないときは、各県の議会は討議に招集される；異論が出た場合には政府が決定する。

## 第III章 県の一定の事務事業の管理

### 第1節 県公社、独立県公社及び基礎自治体連合、

### 非営利法人(A. S. B. L.) その他の団体への県の参加

#### 第1小節 県公社

**第1条**

§1. 以下の諸条件が併有される場合には、本巻第I編第II章第32条の適用される権限に関係する事項の中で、県の施設及び業務は公社として組織されて県の一般業務の外で管理されることができる：

1° この組織の必要性が、県の一般的な業務若しくは施設では効率的な方法が充足することができず前述の記載の対象となる県益の特殊需要の存在の根拠となる特別な動機の対象となること；

2° 公社が専ら本巻第I編第II章第32条に既述されたような県の権限に関わること。

§2. 県議会は、県公社に対して、負わなければならない任務の性質及び範囲を明確にする管理計画並びにその任務の実現を評価することができる指標を与える。

この計画は3年間の有効期間を維持する。それは改定することができる。

毎年度県理事会は管理計画の実施の評価報告を作成する。

報告に基づいて、県議会は管理計画から生ずる責務の実現を検証する。

## 第2条 会社の管理自体は商工業の方法に従って行われる。

会社の会計年度は暦年と一致する。

会社の会計報告は毎年12月31日に締め切られる貸借対照表、営業会計報告及び収支会計報告からなる。

会社の純利益は毎年県の金庫に繰り入れられる。

## 第3条 県会社の収支は特別会計係により行われる。

この特別会計係は担保を提出する本巻第I編第II章第72条の対象となる特別収入役と同等に扱われる。

### 第2小節 独立県会社

## 第4条

§1. 本巻第I編第II章第32条の適用される県の権限に関係する事項の内、県議会は、以下の諸条件を併有する場合には、商工業の性格を有する施設及び事業を法人格を付与される独立県会社に開設することができる：

- 1° この組織の必要性が、前述の記載の対象となる県益の特殊需要の存在をめぐって展開され、県の一般的な業務、施設若しくは県の会社では効率的な方法が充足することができない特別な動機の対象となる；
- 2° 独立県会社は本巻第I編第II章第32条に列挙されるような県の事項に関わる。

§2. 政府は議会がそのために独立県会社を創設することができる商工業的性格を有する活動を決める。

## 第5条

§1. 独立県会社は理事会及び経営委員会により運営される。

§2. 理事会は独立県会社の目的の実現に有用か若しくは必要な活動の全てを実行する権限を有する。

理事会は経営委員会により確保される運営を監督し、定期的に報告させる。

県議会は独立県会社の理事会の構成員たちを任命する。その人数は県議会議員数の5分の1を超えてはならない。県を代表する理事たちは、民主的な内容の諸原則を尊重しない政治集団又は既述の政治諸集団は考慮に入れずに、とりわけ基本的人権・自由保護協定により、人種差別及び外国人嫌いにより鼓吹された一定の行為を抑圧するような1981年7月30日の法律により、並びに第2次世界大戦中の国家社会主義体制により行われた大虐殺又はその他の形の全ての大虐殺の否定、過小評価、正当化若しくは賛美を抑圧するような1995年3月23日の法律により選挙法の第167条及び第168条に従い県議会の比率で任命される。

第3段落の対象とならない各政治集団は職が空いている限り選ばれる。

理事会は県議会により任命されたその構成員たちの中から理事長を選出する。

理事会での票数が可否同数の場合は理事長の投票が裁決権を有する。

§3. 経営委員会は日常の運営、この運営に関する代表、並びに理事会の決定執行に責任を有する。同委員会は代表委員1名及び取締役理事4名で構成され、全員が理事会によりその中から指名され、構成員の多数は県議会により指名される。

運営委員会は代表委員により主宰される。運営委員会での票数が可否同数の場合はその投票が裁決権を有する。

## 第6条 独立県会社の財政状況及び年次会計の監督は、県議会により会社の理事会以外で任命されて少なくとも1名は企業診断協会会員の資格を有する3名の役員会に託される。

この最後の者以外は、役員会の構成員たちは全て県議会議員である。

## 第7条 任務を終えた県議会議員たちは当然独立県会社を退職したと見なされる。

独立県会社の様々な機関の任務は全て県議会の就任後の理事会の最初の会議のときに終わる。

## 第8条

§1. 独立県会社は、その目的の限度内で、その有形無形の財産の取得、使用及び譲渡、その財産の物権の形成若しくは抹消、並びにそのような決定の実施及び資金調達方法を自由に決定する。

§2. 会社は、直接若しくは間接に、社会的目的がその目的と両立できる、子会社のような、県益に対処する公法上若しくは私法上の協会、団体及び機関と協力することができる。

これらの決定は県議会に提出される年次評価報告の特別の要点の対象となる。

社会資本の形成への様々な分野の出資金の大きさは関係なく、独立県会社は投票権の過半数を握って子会社の機関の会長職を引き受ける。

多様な管理及び監督機関における会社に帰属した任務はその中で県議会により選挙法第167条と第168条に従って議会の比例により割り当てられる。上述の任務の保持者たちは、県議会議員たちの命令に従い様々な機関の会議の議事録並びに年次予算及び決算も作成する。

一の独立県会社の諸機関において管理者若しくは役員として在席する県議会の構成員たちは、管理者若しくは役員の報酬を受けられるいかなる任務も保有できないし、会社がそれに出資している公法上若しくは私法上の協会、団体及び機関のいかなる報酬を受けられる活動も行うことはできない。

## 第9条

- §1. 県議会は、独立県公社と、負わなければならない任務の性質及び範囲を明確にする管理契約をその任務の実現を評価できる指標と併せて締結する。
- この契約は3年間の有効期間を維持する。それは改定することができる。
- §2. 毎年度理事会は§1の対象となる管理契約を実施する事業計画を作成する。
- さらに、管理契約の作成時に、経営委員会は管理契約の実施状況並びに前会計年度の事業計画の実施の評価報告を作成する。事業計画及び活動報告は県議会の承認を受けさせられる。代表議員たちが§2の第2段落の対象となる評価について報告を作成する。
- §3. 県議会はいかなるときでも経営委員会に独立県公社の活動についてか若しくはその中の一定のものについての報告を要求することができる。

第10条 会社法の第63条、第130条乃至第144条、第165条乃至第167条、第517条乃至第530条、第538条、第540条、及び第561条乃至第567条が、本巻に明白に違反しない限り、独立県公社に適用できる。

第11条 独立県公社は事業の会計及び年次会計報告に関する1975年7月17日の法律に従う。

### 第3小節 基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体

第12条 本巻第I編第II章第32条の適用される県の権限に関連する事項について、以下の諸条件が併有される場合だけ基礎自治体事務組合を創設するか若しくは協力することができる。

- 1° この創設若しくは協力の必要性が、県益の特殊需要の存在をめぐって展開され、県の一般的な業務、施設若しくは県の公社では充足できず前述の記載の対象となる特別な動機の対象となること；
- 2° 基礎自治体の利益をもたらす対象若しくは諸対象が専ら本巻第I編第II章第32条に記載されているような県の権限に関わる第1部第V巻第I編第II章第1条第1段落に従った基礎自治体事務組合の社会目的を構成すること。

## 第13条

- §1. 本巻第I編第II章第32条の適用される県の権限に関連する事項について、以下の諸条件が併有される場合だけ非営利法人若しくはその他の団体を創設するか若しくは協力することができる。
- 1° この創設若しくは協力の必要性が、県益の特殊需要の存在をめぐって展開され、県の一般的な業務、施設若しくは県の公社では効率的な方法が充足できず、前述の記載の対象となる特別な動機の対象となること；
- 2° 非営利法人若しくはその他の団体の社会目的が専ら本巻第I編第II章第32条に記載されているような県の権限に、且つその目的の一部のためだけに関わること。
- §2. 県は、非営利法人若しくはその他の団体と、負わなければならない任務の性質及び範囲を明確にする管理契約を、その任務の実現を評価できる指標と併せて締結する。
- この計画〔契約？〕は3年間の有効期間を維持する。それは改定できる。
- 毎年度県理事会は管理計画〔契約？〕の実施の評価報告を作成する。
- 報告に基づいて、県議会は管理計画〔契約？〕から生ずる責務の実現を検証する。

第14条 県議会は非営利法人の経営委員会の中からその代表たちを任命する。その人数は県議会議員数の5分の1を超えてはならない。県を代表する理事たちは、民主的な内容の諸原則を尊重しない政治集団又は既述の政治諸集団は考慮に入れずに、とりわけ基本的人権・自由保護協定により、人種差別及び外国人嫌いにより鼓吹された一定の行為を抑圧するような1981年7月30日の法律により、及び第2次世界大戦中の国家社会主義体制により行われた大虐殺又はその他の形の全ての大虐殺の否定、過小評価、正当化若しくは賛美を抑圧するような1995年3月23日の法律により選挙法の第167条及び第168条に従い県議会の比率で任命される。

第3段落の対象とならない各政治集団は職が空いている限り選ばれる。

理事会での票数が可否同数の場合は理事長の投票が裁決権を有する。

第15条 本編第III章第12条及び第13条に抵触することなく、その年次評価報告のような管理契約に関する責務は、県が、現行法典の第3部第III巻第III編の意味で、基礎自治体連合、非営利法人若しくは団体に、少なくとも年間5万ユーロに相当する援助のため以外に補助金を出すいずれの場合にも適用できる。

## 第2節 県の施設

第16条 県議会は県益の施設の新設若しくは改修を決定することができる。

## 第IV章 責任及び司法訴訟

### 第1節 県の民事責任

第1条 民事若しくは抑止法廷で損害又は利害訴訟の対象となる県代表は、地域圏若しくは県に訴訟を要請することができる。

地域圏若しくは県は自発的に参加することができる。

第2条 県は、累犯の場合以外は、民法上、その通常の職務執行の最中に犯された違反の結果としての県理事会の構成員たちの罰金の支払に責任がある。

県代表の罰金に対する県の無効訴訟は詐欺、重大な失敗若しくは習慣性を呈する軽度の失敗に限られる。



**第3条** 県は、県理事会の構成員たちがその職務の通常の執行において個人的に負わされ、これに法廷での援護を含む民事上の責任を負う対象とされる保証をする責任がある。

政府は現行規定の執行方法を規整する。

## 第2節 司法訴訟

**第4条** 県議会は、本巻第I編第II章第48条及び第II編第II章第5条に規定されたものに抵触することなく、請求側としてであれ、弁護側としてであれ、県有財産に関する司法訴訟を許可する。

**第5条** 県理事会は法廷において県に対して提起される全ての訴訟行為に対して抗弁することができる；理事会は物権を対象とする訴訟、例えば占有訴権を提起することができるし、且つ全ての保全訴訟を行うことができる；理事会は法廷に出頭する責任を負う県顧問及び代理人を選任する。請求側として又は弁護側としての県の司法上の訴訟は県理事会により決定され、その名前でその議長により実施される。

## 第III編 県の財政

### 第I章 予算及び会計

#### 第1節 総則

**第1条** 政府は、県の予算、財政及び複式簿記会計の原則に従った会計の規則、並びに県収入役及び会計係、本巻第I編第II章第72条の対象となる徴収人の職務行使方法に関する規則を決める。

本巻に予定された表現に反する規定がなければ、県収入役は、投資に意見を表明するか又は同意しなければならないときは、意見若しくは同意に従った文書若しくは書類の受領の日を4日以内に設定する。

県収入役による要請された意見若しくは同意の伝達がなければ、4日の期限切れで賛成と見なされる。

否定的意見の全て又は同意の拒否の全ては第2段落に予定された4日の期限終了前に要請した官公署に理由を付して通告されなければならない。

**第2条** いかような支出の移転も、議会の許可なしに、他の部門にも、他の予算項目にも行われてはならない。

**第3条** 県理事会は、多くの場合、少なくとも年に1度県の収支状況を検査するのに適切な判断をするようなその構成員の一人乃至複数人を指名する。

**第4条** 県理事会は、その構成員たちに、少なくとも年に1度県の金庫の検査を行わせる義務がある；理事会は必要と判断した場合にはいつでも公金を検査できる。

**第5条** 県の収入支出の全体は、予算編成の法規及び監督に関する1993年3月22日法の第7条、第65条及び第66条の規定をケース・バイ・ケースで満たす一つ乃至複数の財務機関を介して運用される。

第1段落の対象となる機関は、県の名前で開設した口座を持った上で、県がそれに対して負っている支払期限の来た負債額の職責上の徴収が認められる。

職責上規制されるもの以外の県の支出が第1段落の対象となる財務機関を介して支払われるときは、支払命令の利札上に表示される借方の意見は県により支払の領収書をもたらす財務機関に移送される。この借方の意見は第1段落の対象となる財務機関から届けられる郵便により日付が記入される。

毎月末前に、政府は県会計のために地域圏行政部により前月中に徴収された資金の決裁を行わせる。

国、共同体若しくは地域圏の補助金及びその他の関与はその配分権を有する行政庁により規整される。

県の資金の投資の規則は政府により作成される。

#### 第2節 予算の可決及び決算

**第6条** 毎年、10月に行われる会議の際に、必要ならば顧問会議及び/又は経営参加会議の協議の後で、県理事会は県議会に次年度執行のための予算案、前年度執行された会計報告並びに一般方針の覚書を提出する。

一般方針の覚書は少なくとも政策の優先順位及び目標、予算財源及びこの優先順位並びにこの目標が達成されなければならない期限の表示を含む。

県がそれに参加し、少なくとも年間5万ユーロに相当する援助のために補助金を出す公社、基礎自治体事務組合、非営利法人及び団体の名簿、並びに本巻第II編第III章の対象となる前年度の執行に関する管理計画及び契約の評価報告が予算案に加えらる。

進行中の司法訴訟の一覧表が予算案に付け加えられる。

第1段落の対象となる文書が、その審査が途中で行われる会議の満7日前に県議会議員全員に配付される。

第1段落の対象となる一般方針は県公報で公表され、又県のインターネットサイト上にも掲載される。

**第7条** 予算及び会計報告の審査の機会には、県議会は本編第I章第6条の対象となる覚書を綿密な方法で審議する。県議会は同様に本巻第II編第III章の対象となる管理計画若しくは契約を有する公社、基礎自治体連合、非営利法人及び団体の一般方針、並びに前年度の執行に関する管理計画及び契約の評価報告を審議する。

この機会には、県議会は前段落の対象となる公社、基礎自治体事務組合、非営利法人及び団体の管理機関の一人乃至複数の構成員に聴聞することができる。

**第8条** (毎年県議会は前年度執行の県の会計報告を確定する。毎年度の会計報告は、予算報告、成果報告及び貸借対照表、並びに県

議会がそのための締結方法を選び諸条件を定める労務、調達若しくは業務の取引の入札の名簿を含む——2005年12月8日の地域圏法第24条の2）。

加えて、県議会は毎年遅くとも12月31日に向けて次年度執行の支出予算及びそれに対処する財源について表決する。

県の収支は全て予算及び会計報告に計上されなければならない。

### 第3節 予算及び会計報告の公表

**第9条** その間にそれが確定した翌月の間に、収支のありのままの要約した会計報告は県公報に掲載され、ワロン地域圏行政部の文書保管所に預託される。それから会計報告はその承認の翌月中に予算と同様のものとなる。

会計報告は、県事務総長に付託され、会計報告の確定から1か月間公衆の閲覧に付される。

公衆は県公報、並びに少なくとも県内に配付される日刊紙により、且つ県のインターネットサイト上で入手できる情報により知らされる。

## 第II章 負担及び支出

**第1条** 議会は、毎年度国法及び共同体・地域圏法が県に負担させるもの並びに特に以下のものの歳出予算を計上する責任がある：

- 1° 県事務総長及び県理事会構成員たちの給与、並びにその旅費；
- 2° X年芽月18日及び1809年12月30日の命令に従ったカトリック教会、司教館及び司教区の神学校に関する、並びに1870年3月4日の法律の第19条の2に予定されたイスラム教会及び東方正教会に関する支出；
- 3° 県有の若しくは県が使用する大小建築物の家賃、分担金、維持費；
- 4° 清算されるか若しくは返済期限のきた負債、及びその負担を命ずる裁判所の有罪判決から生ずるもの；
- 5° 県の収支の予算及び要約した会計報告の印刷費；
- 6° 議員たちに支払われる議会の会議関係費用並びに出席手当及び交通費、並びに本巻第I編第II章第8条の対象となる信頼できる人物に支払われる費用；
- 7° 基礎自治体の大建築物の大修理のために基礎自治体に与えられる援助；
- 8° 県の災害若しくは突発時の支出に対処するよう準備される基金；
- 9° 知事部局を収容する建物の家賃及び維持費の分担、並びにその動産の保守及び更新の分担、並びに県益の権限行使に帰属する活動費。

**第2条** 特に以下は地域圏の分担となる：

- 1° 知事の給与及び旅費；但し職務の範囲内で知事により行われる移動から生ずる旅費は県の負担となる；
- 2° 知事部局に配置されている地域圏の係官の給与及び事務室費；
- 3° 知事公室及びその部局の建物の家賃及び維持費の部分、並びにその動産の保守及び更新の分担、及び地域圏の利益の権限行使に帰属する活動費。
- 4° 郡長たちの給与。

**第3条** 県の資金は県理事会により交付される令状によってしか使用されてはならない。

県議会の会議の最中に発せられる令状は当該会議を主宰する者やそれに書記を引き受ける者により署名される。

前述の規定に反して：

- a) 仮にいかなる額であろうと人件費の全て、並びに5万ユーロを超えない活動費及び臨時の事業の投資支出は1846年10月29日の会計検査院組織法第15条第1段落の1°に従って組まれた予算により支払われることができる；
- b) 仮にいかなる額であろうと、直接支払われるべき報酬並びに2500ユーロを超えない労務費、調達費及び交通費は同法の第15条第1段落の2°に従って組まれた前払金により支払われることができる。この前払金は帳簿上3万7485ユーロを超えてはならない。但し、この制限は直接の報酬の支払を確保する金額まで超えられることができる。

貸付の開始及び前払金を決める証拠書類は、支払の前に、県理事会又はこのために理事会により委任された官公署及び公務員の承認が与えられる。各受任者は組まれた予算額の制限内でしか支払うことはできない。県の支払協定を監督する総則は政府により作成される。

## 第III章 収入

### 第1節 総則

**第1条** 県税の創設及び徴収に関しては、第3部第III巻第II編に従って行われる。

### 第2節 県財政及びパートナーシップ

#### 第1小節 総則

**第2条** ワロン地域圏の予算の負担を条件に《県資金》という名の毎年度の資金調達が設けられる。

県資金は、本章の諸規定に従って、ワロン・ブラバン、エノー、リエージュ、ルクサンブル及びナミュールの各県の支払に充てられる。それには2001年7月のそれから始まる指数の、7月から7月まで計算した消費者物価指数が適用される。

県資金の80%は各県の一般財源に使用されて決定される割当なしに収入の財源となる。

## 第2小節 県資金の配分

第3条 (県資金の総額は県資金の各県に関する割当額が以下のとおりに定められるような方法で配分される：

- 1° フロン・ブラバンに8.37%
- 2° エノーに43.87%
- 3° リエージュに24.18%
- 4° ルクサンブールに8.6%
- 5° ナミュールに14.98%

第1段落に反して、この割当額は一時的に以下のように決められる：2006年度：

- 1° フロン・ブラバンに9.53%
- 2° エノーに40.49%
- 3° リエージュに25.04%
- 4° ルクサンブールに9.26%
- 5° ナミュールに15.68%

2007年度：

- 1° フロン・ブラバンに9.14%
- 2° エノーに41.63%
- 3° リエージュに24.75%
- 4° ルクサンブールに9.03%
- 5° ナミュールに15.68%

2008年度：

- 1° フロン・ブラバンに8.74%
- 2° エノーに42.77%
- 3° リエージュに24.47%
- 4° ルクサンブールに8.81%
- 5° ナミュールに15.21% — 2006年2月23日の地域圏法案第34条)。

第4条 (2006年度は、本章第3条の対象となる割当額の16.41%は地域圏とのパートナーシップの財源に割り当てられる。2007年度からは、政府はパートナーシップに割り当てられる額を固定化する。

パートナーシップは、地域圏の分野の諸活動を展開するようなものについて、パートナーシップの範囲内で、地域圏と県間の協定の対象となる。県はこの割当額の使用を調整された方法で開始し、地域圏の活動と競合することはない。

パートナーシップ協定は期限が3年で、県議会選挙の後の初年度か若しくは4年目の1月1日から開始される。

協定は以下のことを明確にする：

1. 当事者たちに割り振られる目標、これには本章第6条乃至第8条の対象となる評価に関係する仲介者の目標も含まれる；
2. この目標の達成期限；
3. 到達するために利用する手段；
4. 協定実施の評価基準 — 2006年2月23日の地域圏法案第35条)。

パートナーシップは、地域圏の分野の諸活動を展開するようなものについて、パートナーシップの範囲内で、地域圏と県間の協定の対象となる。県はこの割当額の使用を調整された方法で開始し、地域圏の活動と競合することはない。

パートナーシップ協定は期限が3年で、県議会選挙の後の初年度か若しくは4年目の1月1日から開始される。

協定は以下のことを明確にする：

1. 当事者たちに割り振られる目標、これには本章第6条乃至第8条の対象となる評価に関する中間目標も含まれる；
2. この目標の達成期限；
3. 到達するために利用する手段；
4. 協定実施の評価基準。

## 第3小節 パートナーシップ協定

第5条 各3年間の初めに、ワロンの各県は政府にこの期間内にワロン地域圏とのパートナーシップで処理することを提案する活動の一覧表を提出する。

パートナーシップ協定は地域圏と関係県により遅くとも3年間の初年度の3月31日までに締結される。この期限までにパートナーシップ協定の締結がなければ、政府は遅れた月ごとにパートナーシップ関連の補助金を9分の1ずつ減額する権限を有する。

第6条 パートナーシップ協定は3年間の最初の2年の各年の結果の中間評価及び上述の3年間の最終評価の対象となる。

最終評価は3年間をまとめ、協力県による協定の完全な遂行を検証する対象となる。

実施の結果について行われるこの評価自体は次の実施中の1月1日から3月31日の間に評価される。

**第7条** パートナーシップ協定の実施の年次評価は、県と政府の間での対審手続により行われる。

**第8条** パートナーシップ協定は政府若しくは協力県の請求で中間評価時点で修正できる。

修正はパートナーシップ協定の締結手続に規定される。

**第9条** 対審評価の後で、政府は各県が正しいやり方でその範囲内でそのパートナーシップ協定を実施していたかどうかを判定する。

政府の判定が、県により異議申し立てされたならば、政府と関係県との最終的協議の対象となる。この最終協議の後で政府はその判定を確認するか若しくは修正する。

各県の資金の20%の部分は各県において遅くとも各実施の12月31日までにそれ以前の実施年次評価の終結の範囲内で清算される。

#### 第4小節 執行及び決算

**第10条** 資金の総額は各県により80%の高さまで3か月ずつの3つの部分に分けて清算される。

この前払は2月、5月及び8月の月の期間に支払われ、本巻第Ⅲ編第Ⅲ章第3条を適用して県に与えられた配分額のそれぞれ30%、30%及び20%に相当する。

20%の未払金はパートナーシップ協定の実施の範囲内で前年の実施の最中に実施年の遅くとも12月31日までに清算される。

**第11条** 本章第5条乃至第10条に規定されているように、地域圏の予算の負担で前払金の遅延の利子及び清算されなかった未払金が各県に支払われる。

第1段落の対象となる利子は法定利息の年利率で計算される。

**第12条** 本章で開始された最初のものについては、パートナーシップ協定は2003年に縮小される。

**第13条** 2002年及び2003年については20%の未払金は、遅くとも2002年10月31日までに締結される2003年に関するパートナーシップ協定の締結を条件に実施年の12月31日に清算される。

**第14条** 本章により組織されるパートナーシップは、憲法第138条により、地域圏により実施される事項を対象とすることができる。

**第15条** 政府はパートナーシップ協定に関する実施方法を規定することができる。